

# くらしの 便利ガイド 2017

ひたちなか市

## くらしの便利ガイド 目次

- 自立と協働のまちづくり条例 … 1
- 自治会の底力 …………… 2
- ひたちなか市の概要 …………… 3
- 相談窓口のご案内 …………… 4
-  防災・消防 …………… 5
-  届出・証明書・保険・年金 …… 9
-  健康 …………… 14
-  福祉 …………… 19
-  子育て・教育 …………… 24
-  くらし・交通 …………… 28
-  市民活動・情報公開・議会… 33
-  施設一覧 …………… 34

# 自立と協働の まちづくり 条例

ひたちなか市では市民、議会、行政がお互いに連携し、協力してまちづくりを進めるための基本ルールとして「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」を制定しています。

## ポイント1 ひたちなか市のまちづくりの最高規範となる条例です

この条例は、まちづくりの基本理念、市民の権利と責務、議会・行政の役割、市政運営の仕組みなどを総合的に定めた、市民、議会、行政が共有するまちづくりのルールです。

## ポイント2 市民が主役となる「自立したまちづくり」を推進します

この条例は、市民がまちづくりの主役として、自分たちのまちのことを自分たちで考え、責任をもって行動するための基本原則であり、市民の権利と責務を定めています。

### 市民が主役のまちづくりの基本原則

(ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例第5条より抜粋)

- 市民と市は、次の事項を基本として自立と協働のまちづくりを進めます。
- (1) 市民は、まちづくりの主役としての自覚と責任を持ちます。
  - (2) 市民は、市政運営を市に信託します。
  - (3) 市民と市は、お互いに意思の疎通を図り、少数意見も尊重しながら合意形成を行います。
  - (4) 市民と市は、適切な役割分担のもとお互いの力を発揮します。

## ポイント3 市民が協力し互いの力を発揮できる「協働によるまちづくり」を推進します

この条例では、市内に住む住民だけでなく、通勤・通学者や地域活動、事業者などを含む、まちづくりのために協力して行動する個人や団体を「市民」として定義しています。市民相互の助け合いを促進し、NPO等による市民活動や事業者の社会貢献などの連携による協働のまちづくりを推進します。

## ポイント4 市民の声に耳を傾けて市政を行います

この条例は、市民からの信託を受けた議会と行政が連携し、市民の声に耳を傾けて適切に市政を運営していくことを定めています。

## ポイント5 市民と市が協働でまちづくりを推進するため「まちづくり市民会議」を設置します

この条例の周知および目的の推進を図るため、まちづくりに関する課題や市の施策などについて、市民と市が自由に意見を交換する「まちづくり市民会議」を設置します。

### まちづくり市民会議の運営

(ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例第24条より一部抜粋)

- 1 市民会議は、市民と市の協働により運営します。
- 2 市民会議は、体験学習やグループ討議などの手法により、市民が参加しやすく発言しやすい運営を行います。
- 3 市民と市は、市民会議で提案され、公共の利益の増進に効果があると合意した結果について、関係機関と協議の上、施策への反映に努めます。

# 自治会の底力

あなたの力を  
地域に活かして  
みませんか？

問 市民活動課 ☎ 273-0111 (内線 3223、4)

自治会は、地域の皆さんによる支え合いと、住民自らによる安全で安心なまちづくりを目指す自治組織です。市内では、多くの世帯が自治会に加入し、地域の特色を活かした自治会活動に参加しています。あなたの力で地域の自治会活動を一緒に盛り上げていきましょう。

## 自治会一覧

勝田一中地区	勝田駅前南 / 青葉・石川 / 大成町 / 中根 / 西中根 / 長松 / 勝倉 / 大平 / 笹野 / 三反田 / 金上 / 富士山 / 東中根団地 / 薬師台
勝田二中地区	津田第一 / 津田第二 / 津田第三 / 津田東 / 津田西山 / 市毛北 / 市毛南 / 枝川 / 武田 / 堀口 / 勝田本町
前渡地区	馬渡 / 弥生西谷津 / 本郷台 / 足崎 / 足崎団地 / 長砂 / 向野 / 西原
佐野地区	佐和 / 稲田 / 上高場 / 下高場 / 佐和駅前 / 佐和駅前東 / 高野小貫山 / 高野原 / 高野宿 / 柏野 / さわ野社 / 常葉台
大島地区	共栄町 / 元町 / 勝田中央 / 東石川一丁目 / 東大島 / 外野 / 六ツ野 / はしかべ / 東石川 / 高場南
田彦中地区	田彦東 / 田彦西 / 堂端 / 西大島 / 大島公園西
那珂湊地区	幸町 / 相金 / 小川 / 湊泉町 / 釈迦町 / 湊本町 / 田中町 / 関戸町 / 柳が丘 / 柳沢美田多 / 和田町 / 七町目 / 牛久保町 / 殿山町 / 神敷台 / 部田野小谷金 / 十三奉行 / 龍之口町 / 湊中央
平磯・磯崎地区	平磯 / 平磯清水町 / 磯崎
阿字ヶ浦地区	阿字ヶ浦

## 自治会の主な活動

- 安全・安心を支えています
  - 【防災】
  - 防災訓練の計画・実践
  - 保存食や飲料水の備蓄、防災倉庫の管理
  - 【防犯・交通安全】
  - 交通事故や犯罪を防ぐためのパトロール活動
  - 危険箇所の把握とカーブミラーの設置の要望
  - 防犯灯の設置や修繕
- 地域福祉を担っています
  - 高齢者サロンの実施など高齢者を見守る活動
- 環境を快適にしています
  - 公園施設内の除草などの地域内清掃活動
  - 資源回収の実施
  - 花壇づくりなどの緑化活動
- 親睦を深めています
  - 夏祭りや敬老会、運動会などの行事の開催
  - 市報等の配布

### 自治会に加入を希望される方へ

加入方法や所属する自治会などについては、まずは近所の方にご相談ください。相談先や連絡先がわからない場合は、市民活動課までご相談ください。

### すでに自治会に加入している方へ

もし、お近くに引っ越しをされた方から加入の相談を受けた時は、班長や組長、もしくは自治会長にご連絡をお願いします。

## こんな不安や疑問はありませんか？

地震や火事があったら  
どうしよう

自治会では、地域の支え合いによるさまざまな防災活動や防火訓練を行っています。地域コミュニティで訓練することで、災害時の被害を最小限に食い止めることができます。

一人暮らしの高齢者で  
将来が不安です

高齢者の見守り活動やサロンを実施するなど、地域の福祉を担っています。

子どもの登下校が  
心配です

「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、下校児童の見守りや交通安全パトロールなど、さまざまな防犯活動に取り組んでいます。

自治会では、夏祭り・運動会・敬老会など、子どもからお年寄りまで楽しめる行事を行い、行事を通じて人とふれあう機会を用意しています。

引っ越したばかりで近所  
づきあいがありません

# ひたちなか市の概要



ひたちなか市は、平成6年11月に勝田市と那珂湊市の合併により誕生しました。東京から110kmの距離にあり、茨城県の中央部からやや北東に位置し、99.93km<sup>2</sup>の面積を有しています。西は那珂市、北は東海村に、南は那珂川を隔てて水戸市、大洗町に接し、東は太平洋に面し、13kmの海岸線が続いています。

年間平均気温は14℃と温暖で過ごしやすい気候で、台風などによる自然災害も少なく、国営ひたち海浜公園やおさかな市場をはじめとした観光資源にも恵まれています。海浜部では古くから水産加工業が発展し、都市部では電気、機械、精密機器などの工業が基幹産業として発展を続けています。

海岸沿いの1,182haにおよぶ広大なひたちなか地区には、国営ひたち海浜公園、茨城港常陸那珂港区、常陸那珂工業団地等を擁し、国際流通港湾の整備が着実に進むとともに、北関東自動車道が全線開通するなどインフラの整備も進み、物流の優位性などから多くの企業が進出するなど、県内有数のものづくりのまちとして躍進を続けています。

## 市民憲章

わたしたちは、豊かな海と緑につつまれた自然の中で、文化の薫り高い世界にひらかれたまちをめざすひたちなか市民です。

1. 自然を愛し 人にやさしい環境をつくります
1. スポーツや芸術に親しみ 笑顔のふれあいまちにします
1. たのしく働き ともに支え合う家庭をつくります
1. きまりを守り みんな仲よく助けあいます
1. 未来と世界に目をひらき 人と文化の出あうまちにします

## 人口世帯

住民基本台帳人口  
(平成29年2月末日)



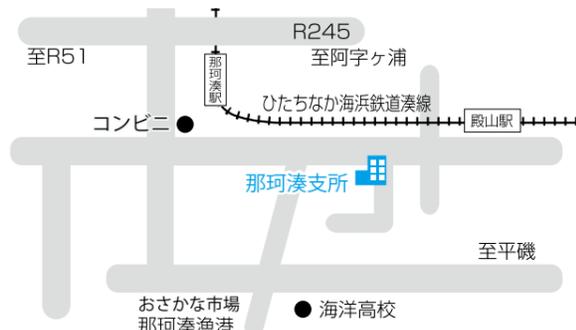
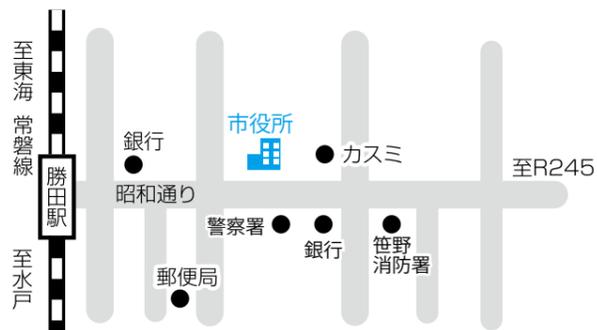
## 市役所のご案内

**本庁** 〒312-8501  
茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号  
☎ 029-273-0111 (代表)

●開庁時間(年末年始を除く)  
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分  
日曜日 午前8時30分～正午、午後1時～5時30分  
※詳しくは、9ページの「日曜開庁」をご覧ください。

**那珂湊支所** 〒311-1292  
茨城県ひたちなか市和田町二丁目12番1号  
☎ 029-273-0111 (代表)

●開庁時間(年末年始を除く)  
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分



# 相談窓口のご案内

## 市で行っている相談

相談名	内容	日時	相談先
市民相談	民事的な困りごと、悩みごとなど	月～金曜日…午前9時～正午、午後1時～4時	市民相談室 (広報広聴課内) ☎内線 1155
行政相談	市に対する意見、要望、提案、陳情など	月～金曜日…午前8時30分～正午、午後1時～5時30分	広報広聴課 ☎内線 1153
弁護士相談	相続、離婚、金銭貸借等の民事事案など【予約制 1人25分以内 各日6人】※随時予約受付	毎週火曜日(原則)…午後1時～4時	市民相談室(広報広聴課内) ☎内線 1154
消費生活相談	消費生活についての苦情、相談など	月～金曜日…午前9時30分～正午、午後1時～4時30分	消費生活センター(女性生活課内) ☎内線 3233
家庭児童相談	子ども(18歳未満)の養育に関する悩み事、子どもに関わる家庭の人間関係の相談など	月～金曜日…午前9時～午後5時30分	市家庭児童相談室(児童福祉課内) ☎ 273-0117
子育て相談	子育てで困った時、悩んだ時などの相談※電話での相談も可	月～金曜日…午前10時～午後4時	子育て支援センター ひまわり ☎ 270-0222
子育てダイヤル	保健師による健康相談、育児相談※電話・Eメールでの相談も可	月～金曜日…午前8時30分～午後5時30分	ヘルス・ケア・センター ☎ 276-5222 Eメール相談 kenkou@city.hitachinaka.lg.jp
お子さんの発達相談	中学生までのお子さんの発達についての不安や悩みごとなどの相談	月～金曜日…午前9時30分～正午、午後1時～5時30分	みんなのみらい支援室 ☎ 273-3734
妊婦健康相談	妊娠中の健康や栄養等で心配なこと、不安がある場合の相談※電話・Eメールでの相談も可	月～金曜日…午前8時30分～午後5時30分	ヘルス・ケア・センター ☎ 276-5222 Eメール相談 kenkou@city.hitachinaka.lg.jp
健康・栄養相談	保健師・管理栄養士による生活習慣病についての相談	月～金曜日…午前8時30分～午後5時30分	ヘルス・ケア・センター ☎ 276-5222
教育研究所教育相談	幼児や小中学生の不登校、非行、家庭内暴力、いじめなどに関する相談【予約制 1人50分程度】※電話での相談も可	月～金曜日…午前9時～午後4時 土曜日…午前8時30分～正午	市教育研究所 ☎ 274-7837
青少年電話相談	友だち、学校生活など青少年の困りごとや悩みごとなどの電話相談※Eメールでの相談も可	月～金曜日…午前8時30分～午後5時30分 土曜日…午前8時30分～正午	相談専用電話 ☎ 275-0050 Eメール相談 shosoudan@city.hitachinaka.lg.jp
女性のための電話相談	女性が日常生活で抱えるさまざまな悩みなどについての電話相談	月～金曜日…午前9時～正午、午後1時～4時30分	相談専用電話 ☎ 274-3002

## その他各団体・機関等の相談

相談名	内容	日時	相談先
地域職業相談室 就職相談	職業相談員による就職情報検索、就職相談、紹介など	火～土曜日…午前9時～午後4時30分	地域職業相談室(ワークプラザ勝田内) ☎ 354-5122
産業活性化コーディネーター 中小企業相談	経営・技術相談、産学官連携、企業間連携、人材確保・育成支援、販路開拓支援、補助金制度申請支援など	月～金曜日…午前9時～午後5時	ひたちなかテクノセンター企業支援部 ☎ 264-2200
県弁護士会法律相談	法律相談(交通事故相談は除く)【予約制 相談料金30分以内5,400円】	火・水・金曜日…午後1時～午後4時	水戸相談センター(県弁護士会館内) ☎ 227-1133
日本司法支援センター 法テラス	法的トラブル解決のための情報提供(法制度・相談窓口紹介など)	月～金曜日…午前9時～午後9時 土曜日…午前9時～午後5時	法テラス ☎ 0570-078374
犬猫に関する相談	犬・猫に関する相談など	月～金曜日…午前8時30分～午後5時15分	県動物指導センター ☎ 0296-72-1200

# 防災・消防

## 災害情報伝達

問 生活安全課 ☎ 273-0111 (内線 3211)

災害等の緊急時には、冷静さが失われ判断を誤る危険があります。誤った情報に気づかず行動するのは大変危険です。防災情報を正しく、素早く入手する方法を日頃から確認しておきましょう。

## 防災行政無線

災害時の情報や緊急のお知らせなどを、市内一円に設置している防災行政無線子局（放送塔）を使って放送しています。また、放送の内容を室内でも聞くことができるよう、各家庭に戸別受信機を無料で貸し出しています。

### ●主な放送内容

災害情報（地震・津波・洪水など）、避難指示・勧告情報、避難所開設情報、火災情報、凶悪犯罪情報、国民保護情報（弾道ミサイル・大規模テロなど）、行方不明者情報など。

※屋外の放送塔のみ、12時及び17時（冬期）または18時（夏期）に時報チャイムが流れます。

### ●戸別受信機を貸し出しています

災害時の情報や緊急のお知らせなど、市民の皆さんに情報を早く正確に伝えるために、屋内で聞くことのできる戸別受信機の設置をお願いしています（無償貸与）。

一部の地域では屋外アンテナの設置が必要となりますが、設置工事の個人負担は一切ありません。まだ戸別受信機を設置していない方は、生活安全課（本庁第2分庁舎2階）までお越しください。

### ●防災無線テレホンサービス

放送を聞き漏らしても、自動応答テレホンサービスで内容を確認することができます。

☎ 275-3174

## 緊急速報メール(エリアメール)

市内の携帯電話に対して、一斉に災害情報を配信します。情報を受信すると、専用着信音とともに携帯電話の画面に情報が表示されます。対応する機種であれば事前登録は不要で、月額使用料や情報料等もかかりません。

※携帯電話の機種・通信キャリアによっては受信できないものもあります。

## ひたちなか市安全・安心メール

市内で発生した自然災害等について、発生地域、避難場所、通行止め等の情報を、登録された携帯電話やパソコンにメールでお知らせします。どなたでも無料でご利用いただけますが、登録や配信にかかるパケット通信費は利用者の負担となります。

登録 : <https://www.city.hitachinaka.lg.jp/denshi/2/index.html>



## NHKデータ放送

NHK総合にチャンネルを合わせ、「dボタン」→「防災・生活情報」から、避難所の開設情報や河川水位、気象レーダー画像等が確認できます。NHKデータ放送では、そのほかにも地震情報や最新ニュース等も入手できます。

## 日ごろから備えを

問 生活安全課 ☎ 273-0111 (内線 3211)

## 避難行動要支援者支援制度

### ●避難行動要支援者支援制度とは

ひとり暮らしの高齢者や障害のある方など災害が起きたときに手助けを必要とする方に対して、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、近所の方など地域が連携して支援していく制度です。

### ●支援制度の対象となる方は

- 65歳以上のひとり暮らしの方
- 寝たきり（要介護3以上）の方
- 認知症（要介護3以上）の症状を有する方
- 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
- 療育手帳（A・A）の交付を受けている方
- 上記に準ずる方

### ●支援制度を利用するには、まず名簿の登録が必要です

- 災害時に支援を受けるには、事前に避難行動要支援者調査票（台帳）へ登録していただきます。
- 登録する際には、支援のために必要な個人情報を自治会、自主防災会、消防、民生委員・児童委員、地域の支援者等へ提供することに同意できる方とします。
- 避難行動要支援者調査票（台帳）は、生活安全課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

## 災害に備えて

### ●日ごろの備え

○ 各家庭で備蓄をしましょう。また、すぐに取り出せる場所に非常用持出品を準備しましょう。

- ・ 応急医薬品…救急医薬品、常備薬の予備、包帯等
- ・ 非常食品（1週間分）…飲料水（目安1人1日3ℓ）、乾パン、缶詰等
- ・ 情報機器類…携帯ラジオ、携帯電話、充電器等
- ・ 照明器具…懐中電灯、予備電池、ろうそく、マッチ、ライター等
- ・ 日用品…洗面用具、衣類、タオル等
- ・ 貴重品…現金、印鑑、権利証書、預金通帳等

○ 自宅や勤務先の周りの避難所や避難経路を確認しましょう。

○ 家族で災害時の連絡方法（伝言ダイヤル・携帯電話の伝言板等）を決めておきましょう。

○ 家具の転倒やガラスの飛散防止などの対策をしましょう。

○ 車等の燃料は半分を目安に、早めに給油しましょう。

○ 地域の防災組織や防災訓練に積極的に参加しましょう。



## 災害が発生したら

問 生活安全課 ☎ 273-0111 (内線 3211)

## 避難のお知らせ

市は、防災行政無線やNHKデータ放送などを通じて、避難に関するお知らせをします。

種類	切迫度	取るべき行動
避難準備・高齢者等避難開始	★	お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方は、避難を開始しましょう。それ以外の方については、気象情報に注意し、家族と連絡を取り合った上で、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
避難勧告	★★	被害が発生する危険性が明らかに高まっている状況にあるとき、対象地域にお住まいの方全員に避難を始めるよう勧める呼びかけです。避難準備が整った方は、速やかに指定避難所へ避難を開始してください。
避難指示（緊急）	★★★	前兆現象が見られるなど、被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況や、既に被害が発生している状況となり、対象地域にお住まいの方全員が一刻も早く避難を完了するよう指示するものです。大変危険ですので、急いで指定避難所に避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところ（2階以上）に避難して下さい。

## 安定ヨウ素剤の事前配布

問 健康推進課(ヘルス・ケア・センター) ☎276-5222

市では、万が一、原子力発電所等で事故が発生した場合に備え、全国初の「薬局配布方式」により、全市民を対象とした「安定ヨウ素剤の事前配布」を行っています。

### ●安定ヨウ素剤の受け取りの方法

世帯毎に「安定ヨウ素剤事前配布のためのチェックシート兼受領書」を郵送しています。転入された方についても随時郵送しています。

内容を確認記入のうえ、チェックシートを持って「配布協力薬局」に行ってください。その場で安定ヨウ素剤が受け取れます。

※チェック項目に該当すると医師の問診（無料）が必要になる場合があります。

※チェックシートを紛失した場合、その他ご不明な点はお問合せください。

### ●安定ヨウ素剤の効果

原子力事故により放出される放射性ヨウ素を呼吸や飲食品を通じて人体に取り込むと、甲状腺に集まり、放射線被ばくの影響により数年～数十年後に甲状腺がん等を発生させる可能性があります。この甲状腺被ばくは、安定ヨウ素剤を事前に服用することにより低減することができます。

※安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定され、放射能に対する万能薬ではありません。

安定ヨウ素剤の事前配布についての詳細情報は

<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/izatoitoki/2/5/3601.html>



## 災害時に取るべき行動

### ●地震

- まず身の安全を確保しましょう。 ○揺れが収まったら火の始末をしましょう。
- あわてて外に出ず、戸を開け、避難経路を確保しましょう。
- 海岸付近にお住まいの方は、安全な高台に避難しましょう。
- 正しい情報を確認し、行動しましょう。 ○がけ崩れに注意しましょう。
- 避難するときはブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めましょう。

### ●風水害

- 台風等によって大雨の予報があったときは、気象情報に十分注意しましょう。
- 大雨や長雨のときは、川の増水に注意しましょう。
- 出水が予想されるときは、早めに家財や貴重品などを安全な場所に移しましょう。
- がけ崩れに注意しましょう。

### ●津波

- 震度4以上の強い地震や、弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、ただちに海岸線付近から離れて、安全な高台に避難しましょう。
- 避難は徒歩が原則です。自動車を使用すると、渋滞によって逃げ場が失われてしまい、津波に巻き込まれる危険性があります。
- 興味本位に海岸線には絶対近づかないようにしましょう。
- 津波警報や注意報が発表されたときは、市の防災行政無線やテレビ・ラジオなどから正しい情報を収集しましょう。

#### <津波予報の種類>

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の発表	
大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m< 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m< 予想高さ≤ 10m)		
		5m (3m< 予想高さ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m< 予想高さ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだや流し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

### ●指定避難所 平成29年4月1日現在

市内61カ所の公共施設を、指定避難所としています。いざという時に迅速な避難ができるよう、自宅から指定避難所までの道のりを、実際に歩いて確認しておきましょう。

避難所	住所	電話番号
中根小学校	中根 1863	272-2742
勝倉小学校	勝倉 3010	272-2546
三反田小学校	三反田 3065	272-3443
枝川小学校 ※水害時使用不可	枝川 160	221-5619
東石川小学校	東石川 1-1-1	272-2308
市毛小学校	市毛 825	272-2747
前渡小学校	馬渡 309	272-6443
佐野小学校	稲田 76	285-0347
堀口小学校	堀口 588	272-2866
高野小学校	高野 474	285-1772
田彦小学校	田彦 1457	274-2665
津田小学校	津田東 1-1-1	274-2010
長堀小学校	長堀町 3-5-1	274-5800
外野小学校	外野 1-30-1	274-2851
那珂湊第一小学校	山ノ上町 1-1	262-2450
那珂湊第二小学校	富士ノ上 10-1	262-2744
那珂湊第三小学校	西十三奉行 13251-1	262-2859

避難所	住所	電話番号
平磯小学校	平磯町 250	262-2709
磯崎小学校	磯崎町 4598	265-7172
阿字ヶ浦小学校	阿字ヶ浦町 744	265-8205
勝田第一中学校	大成町 38-1	272-2416
勝田第二中学校	市毛 979	272-2624
勝田第三中学校	馬渡 2982	272-5215
佐野中学校	佐和 1504	285-0207
大島中学校	東大島 4-6-1	272-3930
田彦中学校	田彦 1442-1	274-9383
那珂湊中学校	廻り目 2896	262-4349
平磯中学校	平磯町 3550	262-2509
阿字ヶ浦中学校	阿字ヶ浦町 610	265-7174
勝田工業高等学校	松戸町 3-10-1	272-4351
勝田高等学校	足崎 1458	273-7411
佐和高等学校	稲田 636-1	285-1819
那珂湊高等学校	山ノ上町 4-6	262-2642
茨城工業高等専門学校	中根 866	272-5201

避難所	住所	電話番号
生涯学習センター	勝田中央 14-9	272-6301
津田コミュニティセンター	津田 2732	274-4121
市毛コミュニティセンター	市毛 980	272-3766
前渡コミュニティセンター	馬渡 2980-1	274-7727
佐野コミュニティセンター	高場 190	285-6685
田彦コミュニティセンター	田彦 950-128	274-5222
那珂湊コミュニティセンター	鍛冶屋窪 3566	263-7266
那珂湊コミュニティセンター 柳沢館	柳沢 472	-
那珂湊コミュニティセンター 部田野館	部田野 1180-1	-
大島コミュニティセンター	外野 1 丁目 1-1	274-1226
1中地区コミュニティセンター	長堀町 3 丁目 4-1	275-2671
中央図書館	元町 5-3	273-2247
青少年センター	勝田中央 14-2	272-5883
湊公園ふれあい館	湊中央一丁目 1-1	262-3167
ヘルス・ケア・センター	松戸町 1 丁目 14-1	276-5222
那珂湊保健相談センター	和田町二丁目 11-21	262-2161
総合福祉センター	西大島 3 丁目 16-1	274-3241
しあわせプラザ	南神敷台 17-6	262-5775
金上ふれあいセンター	金上 562-1	354-4170
老人福祉センター高場荘	高場 594-2	285-8422
市文化会館	青葉町 1-1	275-1122
松戸体育館	松戸町 2 丁目 6-1	274-8273
総合体育館（総合運動公園）	新光町 49	273-9370
ワークプラザ勝田	東石川 1279	275-8000
笠松運動公園	佐和 2197-28	202-0808

※改修工事などによって、一時的に使用できないことがあります。  
※開設・閉鎖に関する情報は、防災行政無線やNHKデータ放送等でお知らせします。

## 消防本部・消防署の連絡先

### ●ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 (ひたちなか市笹野町2丁目8番1号)

消防本部内	通信指令課 (☎ 273-0211) (代) 総務課 (☎ 271-0733) 予防課 (☎ 271-0735)
東海消防署内	警防課 (☎ 282-2153) 防災指導課 (☎ 283-1119)

### ●笹野消防署 (ひたちなか市笹野町2丁目8-1 ☎ 271-0119、FAX271-3664)

### ●神敷台消防署 (ひたちなか市南神敷台7-1 ☎ 263-7611、FAX263-4122)

### ●田彦消防署 (ひたちなか市田彦1428 ☎ 274-0911、FAX271-2590)

### ●東海消防署 (那珂郡東海村村松2124-11 ☎ 282-2038、FAX287-0629)

## 119番通報のポイント

### ■火災の場合

場所	住所、世帯主名、目標物をあわてず正確に
なにが燃えているのか	建物、原野、車など
現在の状況	どこから出火しているか(台所、2階など)
ケガ人や避難状況	ケガ人はいるか、逃げ遅れた人はいないか

### ■救急の場合

#### ●交通事故のとき

場所	住所、目標物をあわてず正確に
状況は	どのような事故なのか(乗用車とトラックの衝突など) ケガ人は何名いるのか(年齢、性別) 車内に閉じ込められていないか

#### ●病気、ケガのとき

場所	住所、世帯主名、目標物をあわてず正確に
状況は	年齢、性別、病人か、ケガ人か(どうしてケガをしたのか) どのような状態か(意識はあるのか、痛がっているところは) かかりつけの医療機関、病名など

- 固定電話(家の電話や公衆電話)から119番通報すると、発信地表示システムにより瞬時に場所が判明します。なるべく固定電話から通報してください。
- 119番は、「火災・救急」などの緊急専用となっています。問い合わせなどは、消防本部(☎ 273-0211)をご利用下さい。

#### ●携帯電話から通報するときは

ひたちなか市、東海村から携帯電話で119番通報すると、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部へ直接つながります。しかし携帯電話基地局の関係上、まれに他消防本部へつながってしまう場合がありますので、まず「ひたちなか市」または「東海村」ということをお伝えください。

## 消防団

問 生活安全課 消防団担当 ☎270-0025

市消防団は、火災現場での消火活動のほか、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担っています。女性の消防団員も消防の啓発活動などで活躍中。あなたも地域のために活動してみませんか。

# 届出・証明書・保険・年金

## 窓口のご案内

### 開庁時間

#### ●取扱時間

午前8時30分～午後5時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

※上記時間以外に戸籍の届出をする場合は、事前にご相談ください。

※パスポートの取扱時間は午後4時45分までです。

### 日曜開庁

毎週日曜日（年末年始を除く）、本庁1階の市民課、国保年金課、収税課、上下水道の窓口を開庁しています。

#### ●取扱時間

午前8時30分～正午、午後1時～5時30分

※パスポート、住民異動届の取扱時間は午後4時45分までです。

#### ●取扱業務

**問 市民課業務** ☎273-0111(内線1172)

各種証明書発行（戸籍証明書、住民票、印鑑登録証明書、その他各種証明書）、税証明書発行（一部の証明書を除きます）、印鑑登録、住民異動届、戸籍の届出、パスポート申請・受領  
※日曜日は、一部の届出は受付のみとなります。

**問 国保年金課業務** ☎273-0111(内線1181)

国民健康保険関係業務、医療福祉（マル福）関係業務、国民年金関係業務

**問 収税課業務** ☎273-0111(内線1161)

市税収納業務（市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税）、納税相談、国民健康保険税納付確認書発行、納付書発行

**問 上下水道窓口業務**  
**生活・文化・スポーツ公社** ☎274-1177(内線1194)

上下水道の使用開始・中止・名義変更等に関する業務、上下水道料金の収納業務、上下水道の開栓業務

※日曜日は、開庁している関係機関に関連する業務および給付関係の現金支給、後期高齢者医療関係業務など一部取り扱いきれない業務がありますので事前に確認して下さい。

### 窓口で本人確認を行います

近年、本人になりすまし、虚偽の各種証明書の申請および住民異動届、戸籍の届出等を行う事件が各地で発生し、社会的な不安をよんでいます。

それを防止するため、全国的な取り組みとして、運転免許証等の身分証明書の提示による「本人確認」を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

## 証明書等発行

**問 市民課** ☎273-0111(内線1172)

**問 市民税課** ☎273-0111(内線3126~7)

**問 那珂湊支所 市民生活担当** ☎273-0111(内線267)

**問 那珂湊支所 総務・税務担当** ☎273-0111(内線279)

### 市民課出先窓口

**問 市毛窓口(市毛コミュニティセンター内)** ☎270-1055

**問 前渡窓口(前渡コミュニティセンター内)** ☎354-1131

**問 佐野窓口(佐野コミュニティセンター内)** ☎202-6121

### ●取扱証明書・手数料

証明書	出先窓口	手数料
印鑑登録	-	1件 300円
戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)	○	1件 450円
除籍全部・個人事項証明書(除籍謄本・抄本)	○	1件 750円
身分証明書	○	1件 300円
戸籍の附票	○	1件 300円
戸籍届書の記載事項証明書	-	1件 350円
戸籍届受理証明書	○	1件 350円
住民票の写し	○	1件 300円
住民票記載事項証明書	○	1件 300円
軽自動車用住所証明書	○	無料
印鑑登録証明書	○	1件 300円
自動車臨時運行許可証	-	1車両 750円
不動産評価額証明書	○	1筆1棟別 300円 (1筆1棟増100円)
所有不動産証明書	○	1筆1棟別 300円 (1筆1棟増100円)
公租公課証明書	○	1筆1棟別 300円
不動産公課額証明書	○	1筆1棟別 300円
所得額証明書	○	1件 300円
住民税課税証明書	○	1件 300円
住民税非課税証明書	○	1件 300円
非課税世帯証明書	○	1件 300円
納税証明書(市県民税、固定資産税、国保税、法人市民税)	○	1税目 300円
軽自動車税納税証明書	○	無料
未納がないことの証明	○	1件 300円

※市民税課においては税証明書のみの取り扱いです。上記の税証明書のほかに市民課および市民課出先窓口では取り扱いのない税証明書がありますので、ご注意ください。

## 住民異動届

**問 市民課** ☎273-0111(内線1175)

**問 那珂湊支所 市民生活担当** ☎273-0111(内線267)

住所や世帯に変更があったときには、住民基本台帳法により届出が義務付けられています。正当な理由がなく、届出をしない方は、5万円以下の過料となります。また、住民基本台帳に記載されないと、選挙権や国民健康保険の給付などが受けられなくなります。

	届出期間	届出に必要なものなど
転入届(市外から引越してきたとき)	転入した日から14日以内	・転出証明書または転入者全員の個人番号カード(継続利用者) ・届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポートまたは個人番号カード)
転出届(市外へ引越しをするとき)	転出する前に	・個人番号カード(交付者) ・届出人の本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)
転居届(市内で引越しをしたとき)	転居した日から14日以内	
世帯変更届(同じ住所で世帯または世帯主が変わったとき)	変更した日	

※個人番号カードを申請していない方は、通知カードを持参してください。

※外国籍の方は、上記のほかに在留カード、特別永住者証明書を持参してください。

※国民健康保険・国民年金加入者、児童手当受給者、小中学生のお子さんがある方は、それぞれの窓口で手続きが必要になることがあります。

## 戸籍の届出

## 印鑑登録

**問 市民課** ☎273-0111(内線1175)

**問 那珂湊支所 市民生活担当** ☎273-0111(内線267)

本市に住民登録をしている満15歳以上の方は、印鑑登録をすることができます(成年被後見人は除く)。登録は有料です。登録された方には、印鑑登録証(磁気カード)を発行します。印鑑登録証の管理には十分注意してください。

### 新規登録

区分	本人申請	本人申請(保証人登録)	代理人申請
登録場所	市民課窓口または那珂湊支所市民生活担当窓口		
届出に必要なもの	・登録する印(一辺の長さが8ミリ以上、25ミリ以下) ・運転免許証、個人番号カード、パスポート、官公署発行の顔写真付きの本人確認書類	・登録する印(一辺の長さが8ミリ以上、25ミリ以下) ・保証人の登録印、印鑑登録証、本人確認書類	・登録する印(一辺の長さが8ミリ以上、25ミリ以下) ・本人自署の委任状 ・代理人の印 ・代理人の本人確認書類

※顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)がない場合や代理人申請の場合は即日交付ができません。詳しくはお問い合わせください。

### 登録印鑑の変更

登録してある印鑑を変更する場合や印鑑登録証を紛失した場合は、「新規登録」と同じ手続きが必要です。印鑑登録証を紛失したときは、市民課にご連絡ください。印鑑登録証明書の発行停止の手続きをします。

**問 市民課** ☎273-0111(内線1173、4)

**問 那珂湊支所 市民生活担当** ☎273-0111(内線267)

	①届出の期間	②届出人	③届出の場所	届出に必要なもの
出生届	①	生まれた日から14日以内(国内)		・出生届 ・出生証明書 ・母子健康手帳 ・届出人の印
	②	父または母(未婚のときは母)		
	③	本籍地、届出人の所在地または出生地		
死亡届	①	死亡の事実を知った日から7日以内(国内)		・死亡届 ・死亡診断書または死体検案書 ・届出人の印 ・届出人が後見人・保佐人等の場合には、それを証明するもの
	②	親族・同居者など		
	③	亡くなった方の本籍地、届出人の所在地または死亡地		
婚姻届	①	届出のときから効力があります		・婚姻届 ※成人の証人2名が必要です。 ・届出地に本籍がないときは戸籍謄本または戸籍全部事項証明書 ・届出人の印 ・夫または妻が未成年の場合は両親の同意書
	②	夫および妻になる人		
	③	夫または妻の本籍地または所在地		

※届出内容によっては、必要なものおよび届出期間等が変わる場合があります。

#### ●その他の届出

離婚届、入籍届、分籍届、認知届、養子縁組届、養子離縁届などがあります。

婚姻、協議離婚、養子縁組、養子離縁、認知の届出については、本人以外が窓口に来た場合受理しないようあらかじめ申出をしておくことができます。詳しくは市民課にお問い合わせください。

## 旅券(パスポート)

問 市民課 ☎ 273-0111 (内線 1168)

### ●対象者

市内に住民登録をしている方または県外に住民登録をしているが、学生や単身赴任などで市内に居住していることを証明できる方

### ●取扱時間

午前 8 時 30 分～午後 4 時 45 分まで

### ●取扱窓口

市民課パスポートコーナー (本庁 1 階 3 番窓口)

### ●必要書類

1. 一般旅券発給申請書 (申請書はパスポートコーナー、那珂湊支所市民生活担当窓口、各出先窓口にあります)
2. 戸籍謄(抄)本 1 通(発行日から6カ月以内のもの)
3. 写真 1 枚 (6 カ月以内に撮影したもの)
4. 申請者本人を確認できる有効な書類 (運転免許証、日本国旅券、個人番号カード等の原本)
5. 前回発行の旅券

※ 必要書類および手数料は、申請される方、種類によって異なりますので詳しくはお問い合わせください。

※ 市庁舎内には写真を撮影する場所はありませんので、ご注意ください。

### ●受領

申請日から数えて 8 日目以降 (土・日曜日、祝日、年末年始は日数に含めません)

※ 写真の撮り直しをお願いした場合等を除く。

## マイナンバー(個人番号)カード

問 市民課 ☎ 273-0111 (内線 1176)

希望者は申請によりマイナンバー (個人番号) カードの交付を無料 (初回のみ) で受けることができます。詳しくは、個人番号カード総合サイト (URL・QR コード) をご覧くださいか、市民課にお問い合わせください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

各手続きの詳細内容は市のホームページにも掲載しています。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/kurashi/index.html>

## 国民健康保険

問 国保年金課 ☎273-0111(内線1181,2)

問 那珂湊支所 保険福祉担当 ☎273-0111(内線270)

### 国民健康保険とは

#### ●加入する方

国民健康保険 (国保) は、病気やケガをしたときに安心してお医者さんにかかるように、加入者 (被保険者) がお金 (保険税) を出し合って、医療費などを負担する助け合いの制度です。職場の健康保険に加入している方や、生活保護を受けている方などを除いて国保の加入対象になります。

#### ●国民健康保険税

国民健康保険は、世帯をひとつの単位としているため、世帯主が職場の健康保険に加入している場合であっても、世帯の中に国保の加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。国保は、国民健康保険税と、国や県の負担金を財源として医療費を賄っていますので、納期限内の納付にぜひご協力ください。

### 国民健康保険への届出

国民健康保険は、職場の健康保険などとは異なり、加入するときややめるときなどに届出が必要です。手続きを行う世帯主は、下表に該当したときから 14 日以内に、国保担当窓口へ届出をしてください。

内 容	必要なもの	
共通	世帯主および手続きの対象となる方全員のマイナンバーが分かるもの (個人番号カードや通知カードなど)、窓口に来られる方の身分証明書	
国民健康保険に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、届出人の印
	職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書または退職証明書など退職の確認ができるもの、届出人の印
	家族の健康保険の被扶養者からはずれたとき	資格喪失証明書または被扶養者でないことのわかる証明書、届出人の印
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、届出人の印
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、届出人の印
国民健康保険をやめるとき	外国籍の方が加入するとき	在留カードやパスポートなど、在留資格、在留期間が確認できるもの
	他の市区町村に転出するとき	保険証、届出人の印
	職場の健康保険に入ったとき	国民健康保険と加入した健康保険の両方の保険証、印鑑 (職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明できるもの)、届出人の印
	家族の健康保険の被扶養者となったとき	国民健康保険の被保険者が死亡したとき

内 容	必要なもの	
国民健康保険をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき	保護開始決定通知書、保険証、届出人の印
	外国籍の方がやめるとき	在留カード等やパスポート、保険証
その他	市内で住所が変わったとき	保険証、届出人の印
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
その他	修学のため市外に住所を移したとき	在学証明書、保険証
	保険証をなくしたときや、汚れて使えなくなったとき	本人であることを証明するもの (運転免許証、パスポートなど)

### 国民健康保険の給付

#### ●療養の給付

被保険者が医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担割合は下記のとおりです。医療費の残りの分は保険者である市町村が医療機関に支払います。

○ 70 歳以上の方

- ・ 昭和 19 年 4 月 1 日以前生まれ…1 割
- ・ 昭和 19 年 4 月 2 日以降生まれ…2 割
- ・ 現役並み所得者 …………… 3 割

○ 義務教育就学前の方…2 割

○ 上記以外の方……………3 割

## 医療福祉費支給制度(マル福)

問 国保年金課 ☎273-0111(内線1183,4)

問 那珂湊支所 保険福祉担当 ☎273-0111(内線270)

医療福祉費支給制度 (マル福) は、妊産婦、小児、ひとり親家庭、心身に障害をお持ちの方の生活や子育てを支援するため、医療費の一部負担金 (自己負担金を除く) を公費で助成する制度です。

この制度を受けられるのは、健康保険に加入していて次の区分に該当する方です。なお、区分ごとに所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

区分	県内共通のマル福	
	対象者	自己負担
妊産婦	母子手帳の交付を受けた方 (ただし産科・産婦人科の診療のみ対象)	外来:1 日 600 円 (医療機関ごとに月 2 回まで負担) 入院:1 日 300 円 (医療機関ごとに月 3,000 円まで) 調剤薬局: 自己負担なし
小児	0 歳から中学校 3 年生までの児童 (ただし中学生は入院診療のみ対象)	
母子家庭 父子家庭	以下いずれかの要件を満たす方 ● 18 歳未満 (障害者、高校在学者は 20 歳未満) の児童を監護しているひとり親家庭の親と子 ● 父母のない児童 ● 父母のない児童を養育している現に配偶者のない方または婚姻したことのない方	外来・入院・調剤薬局: 自己負担なし
重度心身障害者	以下いずれかの要件を満たす方 ● 身体障害者手帳 1・2 級の方 ● 身体障害者手帳で内部障害の等級が 3 級の方 ● 療育手帳マル A・A の方 ● 身体障害者手帳 3 級でかつ療育手帳 B の方 ● 障害年金 1 級を受給している方 ● 特別児童扶養手当 1 級の支給対象となった児童	

### ●高額療養費

1 か月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額が支給されます。限度額適用認定証等を医療機関の窓口で提示した場合には、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

### ●その他の給付

被保険者が出産したときに出産育児一時金が 42 万円 (産科医療補償制度対象外の出産の場合は 40.4 万円)、被保険者が死亡したときに葬祭費が 5 万円支給されます。

## 後期高齢者医療制度

問 国保年金課 ☎273-0111(内線1183,4)

問 那珂湊支所 保険福祉担当 ☎273-0111(内線270)

### 制度の概要

後期高齢者医療制度では、都道府県ごとに設置される後期高齢者医療広域連合が保険者となり、全ての 75 歳以上の方 (強制加入) と 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害のある方 (資格認定) を対象として、保険料の賦課と医療給付等を行っています。

### 医療費の一部負担割合と給付

被保険者が医療機関の窓口で支払う額 (一部負担金) の割合は、1 割 (所得区分が現役並み所得者は 3 割) です。残りは保険者の広域連合が医療機関に支払います。

1 か月に支払った医療費が自己負担限度額を超えると、その超えた分が高額療養費として広域連合から払い戻されます。詳しくはお問い合わせください。

市では、市民の皆さんの子育てを応援するため、妊産婦や小児にかかる県制度対象外の診療費や自己負担金を助成し、医療費の無料化を実施しています。

区分	市独自のマル福	
	対象者	助成内容
妊産婦	母子手帳の交付を受けた方	・産科・産婦人科以外の一般疾病にかかる医療費助成※1 ・自己負担金の無料化※2
小児	0歳から3歳未満の乳幼児	・自己負担金の無料化※2
	3歳から小学校6年生までの児童	・入院自己負担金の無料化
	中学校1年生から3年生までの生徒	・外来診療にかかる医療費助成 ・入院自己負担金の無料化

※1 申請の手続きが必要です。

※2 自己負担金が600円未満のとき、申請の手続きが必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## 国民年金

問 国保年金課 ☎273-0111(内線1185,6)  
問 水戸北年金事務所 ☎231-2283

国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度で、3種類に分けられます。

### 国民年金

種類	対象者	保険料納付方法
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の学生、農業・商業従事者、自営業者など	国納付書、口座振替、クレジットカード
第2号被保険者	厚生年金保険（船員保険を含む）、各種共済組合の被保険者本人	国民年金分も含め勤務先で給与から天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	配偶者の公的年金から拠出
任意加入（希望すれば加入できる方）	①日本国籍で海外に居住する20歳以上60歳未満の方 ②国内に居住する60歳以上65歳未満の方 ③高齢（退職）年金を受け取ることができ60歳未満の方	納付書、口座振替、クレジットカード ※②は口座振替納付が原則（特別な理由があれば納付書、クレジットカードでの納付が可能）

#### ●付加保険料（年金受給額を上乗せする制度）

国民年金基金に加入していない第1号被保険者のみ定額保険料に加算して納付できる制度です。

- ・納付額（月額） 付加保険料（月額）400円＋定額の保険料
- ・受給額（年額） 付加保険料受給額200円×納付月数＋高齢基礎年金受給額

#### ●国民年金保険料の免除

保険料を納めることが困難な第1号被保険者が利用できる制度です。免除の種類により、内容・手続き方法・添付書類等は異なります。また、過去10年以内に免除・納付猶予、学生納付特例制度を受けた分の追納ができます。希望する方は、市または年金機構へお問い合わせください。

### 年金の手続き

手続きに必要な書類・場所は加入している年金によって異なります。  
※国民年金のご相談、各種届出、申請で来庁するときは、年金手帳（基礎年金番号のわかるもの）、印鑑（認印）、身分を証明できるものをご持参ください。

	年金等の種類	手続きをする場所
加入するとき	第1号被保険者、任意加入希望者	市役所
	第2号被保険者、第3号被保険者	勤務先
年金請求をするとき	高齢基礎年金、障害基礎年金、特別障害給付金	市役所
	第2号被保険者、第3号被保険者	勤務先
	共済年金受給者	各共済組合
	死亡一時金、未支給請求（遺族厚生年金該当者以外）、遺族基礎年金、寡婦年金	市役所
年金加入者が死亡したとき	遺族厚生年金	水戸北年金事務所
	遺族共済年金	年金記録が同一の共済のみの場合は各共済組合へ、年金記録が共済組合と他の年金記録がある場合は各共済組合または水戸北年金事務所
住所や氏名が変わったとき	第1号被保険者、任意加入希望者	市役所
	第2号被保険者、第3号被保険者	勤務先
	共済年金受給者	各共済組合

## 母と子のために

### 母子健康手帳の交付

問 健康推進課（ヘルス・ケア・センター）☎276-5222

母子健康手帳は妊娠の経過、出産状況、子どもの乳幼児期の発育、発達、予防接種を記録するものです。日常の健康管理に活用してください。

妊娠がわかったらヘルス・ケア・センター、那珂湊保健相談センター、市民課の窓口妊娠届を提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。

マイナンバー（個人番号）がわかるもの（通知カードなど）をお持ちください。

### 産後ケア事業

市内に住所がある生後3か月未満の乳児とその母親で、家族等から協力が得られず、体調不良や育児不安等がある方を対象に、市内の協力医療機関において心身のケアや授乳指導・育児相談等が受けられます。宿泊型とデイサービス型があり自己負担があります。利用を希望される方は、ヘルス・ケア・センターにご連絡ください。

### 医療福祉費支給制度（マル福）

問 国保年金課 ☎273-0111(内線1183,4)

医療福祉費支給制度（マル福）は、妊産婦、小児、ひとり親家庭、心身に障害をお持ちの方の生活や子育てを支援するため、医療費の一部負担金（自己負担金を除く）を公費で助成する制度です。

詳しくは12、13ページをご覧ください。お問い合わせください。

### 未熟児養育医療給付

問 国保年金課 ☎273-0111(内線1183,4)

未熟児養育医療給付は、身体の発育が未熟なま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。世帯の所得税額に応じ、自己負担があります。申請は、乳児の入院中に行ってください。詳しくはお問い合わせください。

妊婦・乳児についての詳細情報は

<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/6/2/12/index.html>



## 妊婦・乳児の健康診査

問 健康推進課（ヘルス・ケア・センター）☎276-5222

### 妊婦一般健康診査

安心して赤ちゃんを迎えるために、定期的に健康診査を受けましょう。健診の第1回～第14回を一部公費負担で受けられます。

母子健康手帳と同時に配布された妊婦健康診査受診票を県内委託医療機関の窓口提出してください。里帰り等で県外で健診を受ける方は、初回受診の1か月前までに、市民税非課税世帯の方は、事前に必ずヘルス・ケア・センターまでお問い合わせください。

### 乳児一般健康診査

お子さんが1歳になるまでに2回公費で健康診査が受けられます。乳児健康診査受診票（予防接種予診票と一緒に送付）を県内委託医療機関の窓口提出し受診してください。

対象：第1回…生後3～6か月 第2回…生後9～11か月

### 1歳6か月児健康診査

対象者 1歳6か月～2歳未満（該当者に個人通知）  
内容 問診・身体計測・診察（内科・歯科）・歯みがき指導・保健相談・ことばの相談・栄養相談

### 2歳児歯科健康診査

対象者 2歳3か月児（該当者に個人通知）  
内容 歯科診察・歯みがき指導（希望者にフッ化物の塗布）・栄養指導・保健指導

### 3歳児健康診査

対象者 3歳～4歳未満（該当者に個人通知）  
内容 問診・身体計測・診察（内科・歯科）・尿検査・歯みがき指導・保健相談・ことばの相談・栄養相談

## 妊婦の相談・教室

問 健康推進課（ヘルス・ケア・センター）☎276-5222

### 妊婦健康相談

妊娠中の健康や栄養等で心配なことや、不安がある場合、母子保健コーディネーター、保健師等が電話相談や必要に応じて訪問を行います。

### プレパパ・プレママ教室

妊娠中の過ごし方や妊婦体操、赤ちゃんのお風呂の入れ方などを学びます。

パパの参加大歓迎です。日程等は市報や市のホームページをご覧ください。

## 乳児の相談・訪問

問 健康推進課(ヘルス・ケア・センター) ☎276-5222

### 乳児家庭全戸訪問

**対象者** 市内に住所があるおむね生後4か月までの乳児

**内容** 助産師等による訪問相談

### 母子保健相談

**対象者** 生後3か月～1歳未満の乳児、幼児(要予約)

**内容** 身体計測・保健相談・栄養相談

**日程等** 市報や市のホームページをご覧ください

### 助産師によるおっぱい相談

**対象者** 母乳についての相談を希望される方(要予約)

**内容** 助産師による母乳相談

**日程等** 市報や市のホームページをご覧ください

### 離乳食教室

**対象者** 市内に住む生後4～6か月の乳児をもつ保護者

**内容** ①管理栄養士による離乳食作りのデモンストラクション・試食(保護者のみ) ②管理栄養士、保健師による個別相談(希望者のみ)

**日程等** 市報や市のホームページをご覧ください

### 5～6か月育児相談

**対象者** 生後5～6か月の乳児(該当者あてに個人通知)

**内容** 身体計測・集団講話(離乳食の話、歯の話、保育士による手遊び、ブックスタート等)・保健相談・赤ちゃんランド

### 乳幼児歯っぴい相談

**対象者** 5歳までの乳幼児とその保護者

**内容** 歯科衛生士による歯みがき指導・相談(希望者には管理栄養士による栄養相談)

**日程等** 市報や市のホームページをご覧ください

### 子育てダイヤル

ヘルス・ケア・センターの保健師による電話での育児相談

**受付時間** 月～金曜日/午前8時30分～午後5時30分(祝日、年末年始を除く)

**Eメール相談** Eメール相談による相談も受付  
kenkou@city.hitachinaka.lg.jp

## 予防接種

問 健康推進課(ヘルス・ケア・センター) ☎276-5222

予防接種には、予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた定期接種と、それ以外の任意接種(医師との相談によって判断し実施)があります。

### ●乳幼児の予防接種

出生届出後、生後6週になるまでに定期予防接種と任意予防接種(市の助成)の予診票を個人通知します。

紛失や転入された方で、予診票をお持ちでない方は、母子健康手帳を持参し、ヘルス・ケア・センターまたは那珂湊保健相談センターで予診票の交付を受けてください。

ワクチン	定期・任意	対象年齢	接種回数	料金・助成
ヒブ	定期	生後2月以上5歳未満	4回	無料
小児用肺炎球菌	定期	生後2月以上5歳未満	4回	無料
B型肝炎	定期	1歳未満	3回	無料
四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	定期	生後3月以上7歳6月未満	4回	無料
BCG	定期	1歳未満	1回	無料
麻しん・風しん	定期	第1期:1歳 第2期:小学校就学前1年間(年長児)	2回	無料
水痘	定期	1歳以上3歳未満	2回	無料
日本脳炎	定期	第1期:生後6月以上7歳6月未満	3回	無料
ロタウイルス	任意	1価:生後6週以上生後24週未満 5価:生後6週以上生後32週未満 (※1回目は生後14週6日までに接種)	2回 3回	1回5,000円を 上限に2回まで
おたふくかぜ	任意	1歳以上就学前の3月末日まで	2回(推奨)	3,000円を上限に1回
小児インフルエンザ	任意	1歳から中学3年生まで(10月～1月末まで)	1～2回	1回1,300円を 2回まで

子どもの予防接種についての詳細情報は  
<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/6/2/13/index.html>



### ●就学後の予防接種

ワクチン	定期・任意	対象年齢	接種回数	料金・助成
日本脳炎第2期	定期	第2期:9歳以上13歳未満	1回	無料
二種混合(ジフテリア・破傷風)	定期	11歳以上13歳未満	1回	無料
子宮頸がんワクチン※	定期	小学6年生から高校1年生相当の年齢まで	3回	無料

※ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防接種について

厚生労働省では、予防接種後に重篤な副反応が見られたことから、原因が究明されるまでの間、積極的な接種の勧奨について差し控えを継続している状態です。今後の情報は、市報やホームページ等でお知らせします。積極的な接種の勧奨が再開になった場合は、対象の方に個人通知します。

### ●特例による日本脳炎予防接種

日本脳炎予防接種は、第1期3回・第2期1回の計4回の接種が必要です。

平成17年～21年度までの間、積極的な接種勧奨が差し控えられていましたが、現在は新たなワクチンが承認されて接種再開になっています。下記の特例対象者は第1期の不足分と第2期が接種可能です。

ワクチン	定期・任意	対象年齢	接種回数	料金・助成
日本脳炎	定期	特例対象者① 平成19年4月1日以前生まれの方は、20歳未満までに接種可	1～4回	無料
		特例対象者② 平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの方は、9歳から13歳未満までに接種可	1～4回	無料

### ●高齢者の予防接種

ワクチン	定期・任意	対象年齢	助成回数	料金・助成
インフルエンザ	定期	接種当日65歳以上(10月～1月末まで)	年1回	個人負担1、200円
高齢者肺炎球菌	定期	年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳に達する方	1回	2,500円を1回

※60歳以上65歳未満の方で、日常生活に極度な制限を有する心臓、腎臓等の機能に障害をお持ちの方はお問い合わせください。

なお、市では、平成25年6月より高齢者肺炎球菌接種費用の一部助成(任意接種)を行っており、65歳以上の方にはすでに予防接種予診票を送付しています。65歳以上で高齢者肺炎球菌予防接種(定期接種)の接種対象者でない方で、これまでに助成を受けたことがない方は、任意接種として助成を受けることができます。

### ●大人の風しん予防接種

妊婦と赤ちゃんの健康を守るための対策として、風しん予防接種費用の一部を助成しています。希望者は、市発行の予診票を持参し、実施医療機関で予防接種を受けてください。

ワクチン	定期・任意	対象年齢	助成回数	料金・助成
風しんワクチン または 麻しん風しん混合ワクチン(MR)	任意	次の要件を満たす方(助成を受けたことがない方のみ) ①妊娠を希望する人(妊娠中または妊娠の可能性のある方は除く。接種後2か月間は妊娠を避ける必要あり) ②風しん抗体検査実施した結果、抗体値が低い ためワクチン接種が必要と診断された方	1回	風しんワクチン 上限3,000円 麻しん風しん混合 ワクチン(MR) 上限5,000円

紛失や転入された方で、予診票をお持ちでない方は、母子健康手帳を持参し、ヘルス・ケア・センターまたは那珂湊保健相談センターで予診票の交付を受けてください。来所が困難な場合には、郵送などでも交付申請を受付けますので、お問い合わせください。

## 不妊治療費助成事業

問 健康推進課(ヘルス・ケア・センター) ☎276-5222

不妊治療を受けている市内に住所を有する夫婦に、経済的負担軽減のため、不妊治療費の一部助成をしています。茨城県不妊治療費補助金の交付決定を受けた方(交付決定を受けてから1年以内)が対象となります。

申請に必要な書類は、ヘルス・ケア・センターでお渡ししています。また、市のホームページからもダウンロードできます。

## 休日の病気やけが

問 健康推進課(ヘルス・ケア・センター) ☎276-5222

### 休日夜間診療所

#### ●休日の昼間に診療を受けるとき

問 hitachinaka市休日夜間診療所 ☎274-3240

診療日 日曜日・祝日・12/31～1/3  
 受付時間 午前9時～11時30分  
 午後1時～3時30分  
 診療科 内科・外科・小児科

#### ●夜間に診療を受けるとき

問 hitachinaka市休日夜間診療所 ☎274-3240

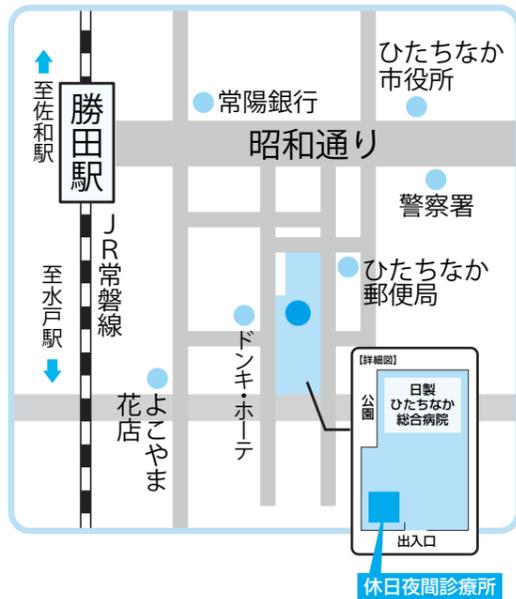
診療日 土・日曜日・祝日・12/31～1/3  
 受付時間 午後7時～9時30分  
 診療科 内科・外科・小児科

問 日製 hitachinaka 総合病院 小児救急外来 ☎354-5111

診療日 火・水・金曜日(病院休診日を除く)  
 受付時間 午後7時～9時30分  
 診療科 小児科  
 その他 月曜日・木曜日の午後7時～9時30分(病院休診日を除く)は、小児救急電話相談を実施(☎354-5959)

#### ●ご利用にあたっての留意事項

ケガや急病のとき、本格的な治療を受けるまでの応急処置をすることで、継続的な治療は行いません。受診の際は健康保険証と診療代金、マル福該当の方はマル福受給者証をお持ちください。



## その他の救急医療情報

### ●茨城子ども救急電話相談

相談日時  
 月～金曜日:18時30分～翌朝8時  
 日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3):8時～翌朝8時  
 ブッシュ回線、携帯電話からは短縮ダイヤル#8000  
 すべての電話から ☎029-254-9900

### ●救急医療情報コントロールセンター

(歯科の案内は行っていません)  
 電話 029-241-4199 (24時間いつでもよい救急)  
 インターネット

<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>

携帯電話サイト

<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

※緊急のときや軽症が重症か判断ができないときは、迷わず119番通報をしてください。



## 成人の健康診査

問 健康推進課(ヘルス・ケア・センター) ☎276-5222

### 成人の各種健康診査

検診名	対象者	内容
ヤング健診	18～39歳までの男女	身体計測・血圧・尿検査・血液検査
結核・肺がん検診	40歳以上の男女	X線検査
胃がん検診	40歳以上の男女	X線検査または内視鏡検査
大腸がん検診	40歳以上の男女	便潜血反応検査
子宮がん検診	20歳以上の女性	細胞診・内診
乳がん検診	30歳以上の女性(マンモグラフィ40歳以上)	視触診・超音波検査またはマンモグラフィ
*肝炎ウイルス検診	40歳以上初回受診者	血液検査
*前立腺がん検診	50歳以上の未治療の男性	血液検査
*骨粗しょう症検診	40～70歳の5歳毎の女性	超音波検査

各種がん検診は登録制です。登録された方に受診券を交付します。(ただし、\*印の検診は登録不要です。) 検診によって、実施日・実施場所や検診費用が異なります。

詳しくはヘルス・ケア・センターにお問合せいただくか、ホームページをご覧ください。  
<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/6/2/5/1895.html>



## 成人の健康相談

### 健康相談・栄養相談・歯科相談(要予約)

内容 保健師・管理栄養士による生活習慣病についての個別面接相談  
 歯科衛生士によるブラッシング指導

場所 ヘルス・ケア・センター  
 日程等 市報をご覧ください、お問合せください。

### 心の健康相談(要予約)

内容 医師の診察を受けていない方で、気分の落ち込み・眠れないなど心に悩みを抱えている方や、ひきこもりについて相談したい家族等を対象に精神保健福祉士による面接相談を実施

場所 ヘルス・ケア・センター  
 日程等 市報をご覧ください、お問合せください。

## 犬の登録と狂犬病予防注射

### 犬の登録

犬の飼い主は、犬を取得した日(生後90日以内の犬に限っては90日を経過した日)から30日以内に、必ず登録しなければなりません。

この登録は犬の生涯にわたり有効ですが、登録事項に変更があった場合は、変更届を提出してください。また、飼い犬が死亡した際には登録を抹消しますので、必ず死亡届を提出してください。

登録場所 ヘルス・ケア・センター、那珂湊保健相談センター、ひたちなか獣医師会所属の動物病院

登録手数料 3,000円(1頭につき)

各種届提出場所 ヘルス・ケア・センター、  
 那珂湊保険相談センター

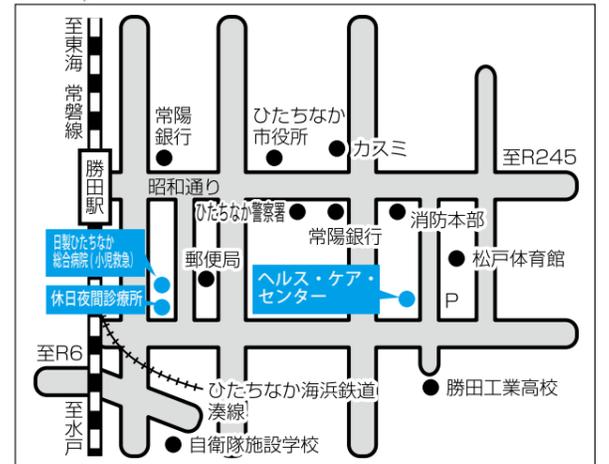
### 狂犬病予防注射

生後91日を経過した犬の飼い主は、年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。毎年4月に実施している集合注射もしくは動物病院にて個別接種を受けてください。ひたちなか獣医師会所属の動物病院で接種すればその場で注射済票が交付されます。その他の動物病院で接種した場合は、注射済票をヘルス・ケア・センターまたは那珂湊保健相談センターにお持ち下さい。注射済票を交付します。

注射料金 3,000円(1頭につき)

注射済票交付手数料 550円(1頭につき)

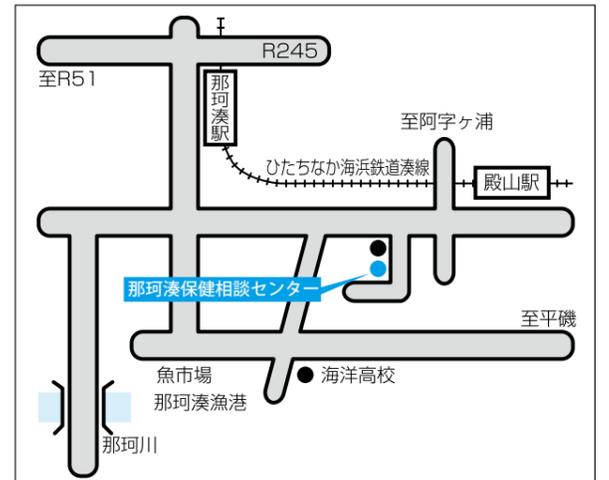
## 施設の案内



●ヘルスケアセンター ☎276-5222 F A X 276-0209  
 松戸町1丁目14番1号

●休日夜間診療所 ☎274-3240  
 石川町20番32号(診療日以外はつながりません)

●日製 hitachinaka 総合病院 ☎354-5111  
 石川町20番1号



●那珂湊保健相談センター ☎262-2161  
 和田町二丁目11番21号

## 健康についての最新情報・医療機関一覧は



年に2回(上半期・下半期)市報と同時に配布される「ヘルス・インフォメーション」または下記のホームページをご覧ください。  
<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/6/2/index.html>



### ●市内の医療機関一覧

<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/kenko/1/1/4160.html>



## 高齢者相談窓口

問 高齢福祉課 ☎273-0111(内線7231~4)

### おとしより相談センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市では「おとしより相談センター」を市内4ヶ所に設置しています。ここでは、保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職の職員が連携して高齢者に関するご相談をお受けします。

#### ●おとしより相談センターはこんなときお手伝いします

- 介護保険や福祉サービスのことがわからないとき  
どのようなサービスが受けられるかをご紹介したり、サービスを受けるための手続きをお手伝いします。
- 困りごとや心配ごとがあるとき  
介護についての相談のほか、健康や医療、福祉、生活に関することなど、あらゆる相談に対応します。
- 契約や財産管理が不安なとき  
対象者が不利益を受けないように、成年後見制度をはじめとする制度の紹介やお手伝いをします。
- 高齢者虐待を発見したとき  
事実関係を確認し、虐待の解消を目指します。

#### ●市内のおとしより相談センター（地域包括支援センター）

##### ○南部おとしより相談センター

問 金上562-1 金上ふれあいセンター内 ☎354-5221  
担当圏域：勝田一中、大島中

##### ○西部おとしより相談センター

問 津田2093-1 特別養護老人ホーム北勝園内 ☎276-0655  
担当圏域：勝田二中、田彦中

##### ○北部おとしより相談センター

問 足崎1474-7 フロイデ総合在宅サポートセンター ひたちなか内 ☎229-2255  
担当圏域：勝田三中、佐野中

##### ○東部おとしより相談センター

問 烏ヶ台11835-2 特別養護老人ホーム恵苑内 ☎264-1501  
担当圏域：那珂湊中、平磯中、阿字ヶ浦中

### 認知症地域支援推進員

認知症になっても、安心して暮らせるよう、認知症に関する相談や支援などに取り組んでいます。市内4ヶ所の「おとしより相談センター」に各1名ずつ配置しています。

- 認知症地域支援推進員はこんなお仕事をしています
  - ・認知症の人とその家族の相談、支援、地域で支える仕組みづくり
  - ・認知症の知識の理解、普及を目的とした認知症サポーター養成講座の開催
  - ・地域での講話等

### 認知症初期集中支援チーム

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、「認知症初期集中支援チーム」がご自宅にお伺いし、早期診断・早期対応に向けたサポートをします。

- 認知症初期集中支援チームはこんなお仕事をしています
    - ・保健師等や介護福祉士等のチーム員が認知症またはその疑いのある方のご自宅を訪問して、悩みごとや不安なことをうかがい、支援しています。
    - ・認知症に関する情報の提供や、医療機関への受診方法、介護保険サービスの利用の仕方やサービス利用による効果に関する説明等行っています。
- ※概ね6ヶ月を目安に医療や介護サービスが受けられるよう、集中的に支援を行います。



【中学校での認知症サポーター養成講座】



【北部おとしより相談センター】

## 高齢者福祉サービス

問 高齢福祉課 ☎273-0111(内線7231~4)

### 高齢者の方へ

高齢者の生活を支援するために、介護保険や介護予防・日常生活支援総合事業のほかにも福祉サービスの提供や各種事業をおこなっています。

- はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業  
65歳以上の方及び医療福祉費受給対象者に対し、はり・きゅう・マッサージ助成券を交付します。
- 配食サービス  
70歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、栄養保持や安否の確認が必要な場合に、月曜日から金曜日までの夕食を配達します。  
1食あたり自己負担  
普通食 : 400円  
制限食（塩分量を調整した食事）：500円
- 高齢者住宅改修補助事業  
介護予防・生活支援サービス事業対象者が、自宅において転倒等により要支援、要介護状態にならないよう、住宅改修を行う場合に、経費の一部を負担します。

### 在宅で介護している方へ

- 在宅ねたきり高齢者等おむつ助成  
介護保険の要介護認定3、4、5に該当し、在宅で介護をうけている方のうち、おむつを必要とする方に月2,000円の助成券を発行します。
- 寝具洗濯乾燥消毒サービス  
介護保険の要介護認定3、4、5に該当し、在宅で介護を受けている方の寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行います。
- 高齢者等位置探索機器の貸し出し  
徘徊の見られる方を在宅で介護している家族に、人工衛星から位置を確認するシステムを使った機器を無料（位置情報提供料は介護者負担）で貸し出します。

### ひとり暮らしの方へ

- 緊急通報システムの設置  
急病などのときに簡単な操作で緊急事態をひたちなか・東海消防本部に自動的通報できる機器（ペンダント型無線発信機等）を設置します。  
※設置には小地域ネットワークを組織する必要があります。
- 愛の定期便事業（ひとり暮らし高齢者）  
安否確認の必要な70歳以上のひとり暮らし高齢者等に、乳製品を定期的に配布し健康の保持や孤独感の解消を図りながら安否確認を行います。なお、利用者に異変があったときは速やかに市に連絡が入ります。

## 介護保険

問 介護保険課 ☎273-0111(内線7242~7)

介護保険は、40歳以上のみなさんが加入者として保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険制度の詳細については、市ホームページにパンフレット「あんしん介護保険」を掲載しておりますのでそちらをご覧ください。  
※平成30年度には、新たなパンフレットを作成予定です。



<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/6/1/index.html>



### 介護保険料

65歳以上の方の保険料は、介護保険に必要な費用を3年ごとに算出し、これをもとに、みなさんの所得に応じた負担の区分（段階）を設けて算定しています。  
また、40歳～65歳未満の方の保険料は、加入している医療保険の算定方式により算定されています。

#### ●申請から認定までの流れ

- ①申請について  
介護保険のサービスを利用するには、要介護・要支援認定の申請が必要となります。申請窓口は介護保険課または那珂湊支所保険福祉担当です。おとしより相談センターや居宅介護支援事業者などに申請の代行をお願いすることができます。
- ②認定について  
申請すると、認定調査がおこなわれ、この結果と主治医の意見書などをもとに介護認定審査会で要介護状態の区分が決められます。

### 利用者負担

サービスを利用した場合、かかった費用の1割または2割の利用者負担を事業者に支払います。

### 介護保険サービス

介護保険のサービスは、介護が必要になった時にケアマネジャーが作成したケアプランに基づき利用することができます。

#### ●在宅サービス

在宅サービスには、居宅で利用することができる訪問系サービスと施設に通って利用することができる通所系サービスがあります。

●施設サービス

施設サービスは施設に入所して利用するサービスで、食事や入浴など生活の介護を受けることができ、医療系の施設では併せてリハビリや医療ケアを受けることができます。

●介護予防サービス

介護予防サービスは、要支援1・2に認定された方が利用できるサービスで、介護が必要となる状態の改善と予防を目的としたサービスです。併せて介護予防・日常生活支援総合事業も利用できます。

●地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住みなれた地域での生活を続けるために利用することができるサービスで、原則として市内の事業所の利用はひたちなか市民に限られます。

●その他のサービス

居宅などにおいて自立した生活を支援するために、福祉用具のレンタル料・購入費や住宅改修費が介護保険の対象になります。

■利用者負担や施設利用料の軽減制度

サービスを受けるためには事前の申請が必要となります。

●高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計が一定の上限額を超えると、超えた分が支給されます。

●高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間で更に一定の上限額を超えると支給されます。

●特定入所者介護サービス費

介護老人福祉施設などの入所施設を利用する場合、所得や預貯金額などの一定の条件に該当すると、居住費や食費などの軽減が受けられます。

障害者手帳

問 障害福祉課 ☎273-0111(内線7211~4)

身体障害・知的障害・精神障害をお持ちの方で一定の要件にあてはまる方は、申請により障害者手帳の交付を受けることができます。

	手帳の種類		
	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳	療育手帳
交付対象者	肢体・視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく・心臓・肝臓・じん臓・小腸・直腸・ぼうこう・呼吸器・免疫機能に永続する障害のある方	精神障害のため日常生活または社会生活への制約がある方	知的障害のある方
必要書類	新規	①身体障害者認定用診断書 ②申請書 ③顔写真2枚(縦4cm×横3cm) ④印鑑 ⑤個人番号カードまたは通知カード	①申請書 ②顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ③印鑑 ※事前予約が必要
	更新等 (程度変更・障害追加・再認定)	①身体障害者認定用診断書 ②申請書 ③顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ④印鑑 ⑤身体障害者手帳 ⑥個人番号カードまたは通知カード	①申請書 ②印鑑 ③療育手帳 ※事前予約が必要
	再交付 (手帳を棄損・紛失した場合)	①申請書 ②顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ③印鑑 ④お持ちの手帳(紛失を除く) ⑤個人番号カードまたは通知カード	
	記載事項変更 (氏名・住所が変更となった場合)	①申請書 ②印鑑 ③お持ちの手帳 ④個人番号カードまたは通知カード	
※診断書など各申請書類の様式は障害福祉課にあります。			
窓口	障害福祉課 ☎内線 7211~4 那珂湊支所保険福祉担当 ☎内線 271		18歳以上…県福祉相談センター 18歳未満…県中央児童相談所 いずれも ☎ 221-4150

障害のある方の相談窓口

問 障害福祉課 ☎273-0111(内線7211~4)

■障害者相談支援事業所

障害のある方やその家族から日常生活上の困りごとやサービス利用など社会生活上の手続きなどの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。

●相談支援事業所こもれび ☎ 352-3007

●市社会福祉協議会相談支援事業所 ☎ 229-1181  
総合福祉センター内

■地域活動支援センター(相談支援事業も実施)

障害のある方が誰でも気軽に通うことができる場所です。お菓子作りやクラブ活動など日中の居場所を提供とともに、福祉サービスなどの相談や情報提供を行います。

●地域活動支援センターふわり ☎ 264-1500

●地域活動支援センター KUINA ☎ 202-2221

■心身障害者相談員

障害のある方や家族の方からの相談に応じ、同じ立場からの体験をもとにアドバイスなどを行います。相談員に相談したいことがあるときは、障害福祉課までご連絡ください。

障害のある方へのサービス

問 障害福祉課 ☎273-0111(内線7211~4)

障害のある方の日常生活及び社会生活を支援するために、障害福祉サービスの提供や各種事業を行っています。

●障害福祉サービス費の助成

障害のある方が障害福祉サービスを利用したときの費用を助成します。

障害福祉サービスとは？

- 調理や掃除、食事の介助などをお手伝いする居宅介護(ホームヘルプ)
- 事業所に通って介護を受けながら創作的活動など日中活動を行う生活介護
- 就労に必要な知識および能力の向上や社会生活のルールを学ぶ就労移行支援・就労継続支援
- 一時的に施設で過ごす短期入所や入所して支援を受けながら生活する施設入所支援
- 自立した生活ができるよう身体機能や生活能力の向上を行う自立訓練
- 障害のある方が一定の支援を受けながら共同で生活するグループホーム  
(このほかにもありますので詳しくはお問合せください)

●自立支援医療の給付

更生医療・育成医療・精神通院にかかる自己負担額を軽減する制度です。

●補装具費の助成

車椅子や補聴器、義足などの購入と修理にかかる費用を助成します。

●軽中度難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付基準に満たない18歳未満の難聴児が補聴器を購入するときの費用を助成します。

●日常生活用具購入費の助成

ストーマ用具や入浴補助用具などの用具購入と住宅改修費を助成します。

●身体障害者自動車運転免許取得費の助成

1級から4級までの身体障害者手帳をお持ちの方が運転免許を取得する時の費用を10万円を限度に助成します。

●身体障害者自動車改造費の助成

上肢・下肢・体幹機能障害1級から2級までの身体障害者手帳をお持ちの方が自動車を運転しやすくするために改造する費用を10万円を限度に助成します。

●心身障害者タクシー券の交付

身体障害者手帳1級から2級、療育手帳○AとA、精神障害者保健福祉手帳1級の在宅の方で自動車税減免を受けていない方に初乗り料金の9割相当額のタクシー券を年間24枚(人工透析を受けている方は48枚)を限度に交付します。

●意思疎通支援事業

聴覚障害や音声言語機能障害などの意思疎通を支援する手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。利用の際は市障害福祉課へ事前登録が必要です。

●移動支援事業

屋外での移動が一人では困難な障害のある方へ付き添いなど外出の支援をします。

●訪問入浴サービス

自宅の浴槽で入浴が難しい方に移動浴槽車を派遣して入浴のお手伝いをします。

●日中一時支援事業

介護者が仕事や外出で不在の時に、障害のある方をお預かりして安全に過ごすことができる場所を提供します。

障害者手帳・障害のある方へのサービスについての詳細情報は  
<http://www.city.hitachinaka.lg.jp/kenko/5/index.html>





# 子育て・教育

## 子育て支援

問 児童福祉課 ☎273-0111(内線7223、4)

### 給付制度

#### ●児童手当

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）のお子さんを養育している方（父母等のうち所得が高い方）に支給します。  
※出生や転入の日等の翌日から15日以内に必ず申請してください。必要な書類等については、お問い合わせください。

### ひとり親家庭への支援制度

#### ●児童扶養手当

父母の離婚や死亡、その他の事情により父または母と生活をともにしていない18歳未満の児童を養育している方に支給されます。所得制限があります。

#### ●遺児手当

両親または父、母の一方を亡くした満5歳から義務教育修了前のお子さんを養育している方に支給されます。

#### ●交通遺児支度資金

交通事故で両親または父、母の一方を亡くしたお子さんが、中学・高校に進学するとき、または中学や高校卒業後に就職するときに支給されます。

#### ●定期乗車券割引制度

児童扶養手当を受給している世帯の方がJRで通勤している場合は、通勤定期乗車券が3割引になります。（学割等の割引とは併用できません）

#### ●医療福祉費支給制度（マル福）

ひとり親家庭、父母のいない児童などの医療費の一部を助成します。所得制限などの要件があります。詳しくは、国保年金課（内線1183、1184）にお問い合わせください。

#### ●ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給事業

ひとり親家庭の母や父が、看護師や保育士などの資格取得のため、1年以上養成機関で修学する場合に給付金を支給します。

#### ●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付費支給事業

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の母、父又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す際に、対策講座の受講費用等の一部を支給します。

#### ●母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の母や父、寡婦に対して、各種資金をお貸ししています。

#### ●母子父子自立支援プログラム

ひとり親家庭の母や父の就労支援を行います。

#### ●自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母や父が就職やキャリアアップするために受講する、教育訓練講座などの受講費用の一部を助成します。

※なお、県やハローワーク等でもひとり親家庭への支援制度を実施しています。事業の詳細等につきましては、児童福祉課にお問い合わせください。

### 地域における子育て支援

市には、市や民間保育所が運営する「子育て支援センター」が13ヶ所、地域の方々が自主的に運営する「子育てサロン」が28ヶ所あります。子育て支援センター・子育てサロンは、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場です。是非ご利用ください。

#### ●子育て支援センター

0歳から就学前の乳幼児と保護者の方が自由につどい、遊べる場所です。子育ての不安や悩みについての相談、育児講座の開催、育児サークルの育成・支援、保護者同士の交流の場の提供などを行っています。

#### ●子育てサロン

身近な場所に子育て中の親子が集まって、話をしたり遊んだり、地域で仲間づくりと情報交換ができる場です。

◆毎月「子育てサロンカレンダー」を発行しています。



※各子育て支援センター・子育てサロンの様子、「子育てサロンカレンダー」は、市ホームページに掲載しています。

[https://www.city.hitachinaka.lg.jp/smile\\_smile/shiensentakosodatesaron/index.html](https://www.city.hitachinaka.lg.jp/smile_smile/shiensentakosodatesaron/index.html)



#### ●那珂湊児童館

問 那珂湊児童館 海門町1丁目6番9号 263-2492

就学前のお子さんとその保護者、地域の子どもたちが自由に遊べる施設です。小学生などを対象とした教室や子育てサロンなどが行われています。

開館時間 月～土曜日午前9時～正午、午後1時から午後5時（祝日、年末年始を除く）

## 障害のあるお子さんへのサービス

問 障害福祉課 ☎273-0111(内線7211～4)

### ●障害児通所支援サービス費の助成

障害のあるお子さんが通所支援サービスを利用したときの費用を助成しています。

#### ○児童発達支援

就学前の児童が通所して日常生活の基本的動作や集団での生活を学びます。

#### ○放課後等デイサービス

就学中の児童が通所して日常生活の基本的動作や集団での生活を学びます。

#### ○保育所等訪問支援

障害のある児童が集団の中で円滑に過ごせるように指導員が保育所等を訪問して助言などを行います。

## 手当・見舞金制度

問 障害福祉課 ☎273-0111(内線7211～4)

### ●ひたちなか市特別児童福祉手当

在宅で心身に障害のあるお子さんの保護者の方へ支給される手当です。ただし、障害児福祉手当を受けている方は受給できません。

### ●障害児福祉手当

在宅で心身に重い障害があるため、日常生活において常に介護を必要とするお子さんに支給される手当です。

### ●特別児童扶養手当

在宅で心身に障害のあるお子さんの保護者の方へ支給される手当です。

### ●特別障害者手当

在宅で心身の障害が重度、または重複しているため、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給される手当です。

### ●難病患者等見舞金

指定難病、小児慢性特定疾患などのために医療を受けている方に対し、見舞金を支給します。

## 生活の援助

問 社会福祉課 ☎273-0111(内線7204、5)

### 生活保護

生活保護は、生活費や医療費などの支払いに困っている方に対して、最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分の力で生活できるよう手助けする制度です。お困りの方は、社会福祉課までご相談ください。

### 生活困窮者自立支援制度

生活保護に至るおそれのある方で、自立の見込まれる方に対し、困りごとに係る相談に応じ、安定した生活に向けて、仕事や住まいなどの支援を行う制度です。お困りの方は、社会福祉課までご相談ください。

## 地域福祉

問 社会福祉課 ☎273-0111(内線7202、3)

### ●サロン活動の支援

サロンは地域住民が主体となって開催している「歩いて行ける地域のたまり場」で、市内では58団体（平成28年12月31日現在）が「子育て・子どもサロン」「高齢者サロン」「多世代サロン」など様々な形で活動しています。それらのサロンは、コミュニティセンターや集会所など地域の人たちにとって身近で集まりやすい場所を拠点として、体操やおしゃべりなど参加した人みんなが楽しめる活動をしています。

市と社会福祉協議会では更なるサロン活動の活性化を目指し、立ち上げ・運営費用の補助、サロン立ち上げや運営の相談対応、「サロンフェスティバル」や「たまり場DIY講座」といった人材育成のためのイベント・講座の開催など様々な支援事業を実施しています。

サロンに参加したい方や活動に携わりたい方は、サロン活動の窓口である社会福祉協議会 ☎274-3241 までお問い合わせください。

### ●民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員です。

地域住民と行政などを繋ぐ福祉のパイプ役として、地域の福祉向上のため無報酬で活動しています（児童福祉に関して主に担当する委員を、主任児童委員といいます）。民生委員には守秘義務があるので、相談内容の秘密と相談者のプライバシーは守られます。福祉に関する悩みごと、心配ごとをお持ちの方は、お気軽に身近な民生委員・児童委員にご相談ください。

民生委員・児童委員にはそれぞれ担当区域がありますので、ご自身の地域の民生委員・児童委員については社会福祉課までお問い合わせください。

### ●社会福祉協議会

☎274-3241

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織です。地域に暮らす方々のほか、民生委員・児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしてさまざまな活動を行っています。

## ●ひたちなか市子どもふれあい館

問 ひたちなか子どもふれあい館  
市毛404番地の38 ☎272-5882

地元の自治会を中心に、市民団体が力を合わせて管理運営している就学前のお子さんとその保護者、地域の子どもたちが自由に遊べる施設です。

開館時間 月～土曜日  
3月1日～9月30日 午前10時～正午、午後1時～6時  
10月1日～2月28日 午前10時～正午、午後1時～5時  
(祝日、8月13日～16日、年末年始を除く)

## ●ファミリー・サポート・センター

問 ファミリー・サポート・センター事務局  
市社会福祉協議会内 ☎274-5135

子育ての支援を受けたい方(利用会員)と、お手伝いをしてくれる方(協力会員)をつなぐ会員組織です。サービスを利用するには、事前に会員登録が必要です。

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時30分  
利用料 1時間あたり500円  
利用可能時間 午前7時～午後9時(12月28日～翌年1月5日は除く)

### サービス内容

- 子どもの預かり  
学校行事や仕事、買い物などのときの預かり  
※病児の預かりはできません。  
※原則として協力会員宅での預かりとなります。
- 子どもの送迎  
保育所・幼稚園・学童クラブ等への送迎  
※徒歩または公共の交通機関を使用します。
- 産前産後の妊産婦の支援  
※必要に応じて、利用会員宅で活動します。

## ■家庭児童相談

問 家庭児童相談室 ☎273-0117

### ●家庭児童相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時30分  
(祝日、年末年始を除く)

※相談員が面談や訪問等により不在となる場合がありますので、事前にお電話をお願いします。

### 相談内容

子ども(18歳未満)の養育に関する悩み事及び子どもにかかわる家庭の人間関係等、児童福祉に関する相談

Eメール相談 Eメールによる相談も受け付けています。  
kjsodan@city.hitachinaka.lg.jp

## お子さんの発達についての相談

問 みんなのみらい支援室  
☎受付 ☎273-3734  
☎相談専用 ☎070-6477-4366

中学生までのお子さんの発達についての不安や悩みを相談員が個別にお受けしています。周りの人とのコミュニケーションが難しい、友人とトラブルになりがち、落ち着きがなくじっとしていることができない、特定のことに強いこだわりを持っているなど、お子さんの様子で気になることがあるときはご相談ください。

相談方法 電話相談・個別面談  
日時 月～金曜日  
午前9時30分～正午、午後1時～午後5時30分(祝日、年末年始を除く)

相談料 無料  
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
みんなのみらい支援室にお問合せください。  
[https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/7/7\\_1/9/2003.html](https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/7/7_1/9/2003.html)



## 保育所

問 児童福祉課 ☎273-0111(内線7225、6)

### ■保育所とは

保護者が仕事や病気などのため、児童を家庭で保育できないとき、日中、保護者にかわって保育するところです。申込者が多数いる場合など、希望通りに入所できない場合があります。入所資格や手続き、保育料など、詳しくは、児童福祉課にお問い合わせください。

### ■その他の保育事業

#### ●一時預かり

保護者が傷病、入院、災害、事故、育児疲れなどの場合、緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる児童をお預かりします。

#### ●休日保育

保護者の就労形態により、日曜日、祝日等において、保育を必要とする保育所入所児童をお預かりします。

実施場所 海の子保育園 ☎219-6818

#### ●緊急保育

保護者の病気、出産、事故等やむを得ない理由により、緊急的に家庭保育が困難なときに利用できます(最長3週間)。

### ●病児保育

保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な児童が、病気の回復期に至らないが、当面の症状の急変が認められない場合に、病気の児童を一時的にお預かりします。

実施場所 まりんルーム(遊座医院) ☎219-5313

### ●病後児保育

保護者が就労などにより、家庭での保育が困難な児童が「病気回復期」であるということで、自宅での保育を余儀なくされる場合、児童を一時的にお預かりします。

実施場所 たかば保育園 ☎297-6200  
清心保育園 ☎202-0300

※手続きや利用料など、詳しくは、実施場所にお問い合わせください。

※その他詳しい情報については、市ホームページをご覧ください。

[https://www.city.hitachinaka.lg.jp/smile\\_smile/hoikusho/index.html](https://www.city.hitachinaka.lg.jp/smile_smile/hoikusho/index.html)



## 幼稚園

問 学務課 ☎273-0111(内線7325～6)

市内には、市立10園(うち1園は休園中)、私立6園の計16の幼稚園があります。

入園願書は各幼稚園にて、毎年10月頃配布し、11月上旬に受け付けています。

### ●市立幼稚園、私立幼稚園一覧

35～36ページの公共施設一覧をご覧ください。

### ■私立幼稚園に関する補助制度

保護者の負担を軽減するための補助制度があります。

申請・受領は各私立幼稚園を通じて行います。

#### ●就園奨励費補助

対象者 満3歳児～5歳児の保護者  
補助金額 年額62,000円～308,000円  
(平成28年度実績より)

※金額は世帯の構成や市民税の課税額に応じて異なり、対象外となる場合があります。

#### ●保育料等助成金

対象者 4歳児・5歳児の保護者  
補助金額 月額1,000円

#### ●認定こども園等に就園する場合(1号認定)

子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた幼稚園に就園する場合は、事前に入園資格についての市の認定を受ける必要があります。

※世帯の構成や市民税の課税額に応じて、保育料等の利用者負担額を市が決定します。

(就園奨励費及び保育料等助成金は支給されません)

## 小・中学校

問 学務課 ☎273-0111(内線7321～3)

### ■小学校への入学

小学校に入学予定のお子さんを対象に、10月中旬から就学時健康診断を実施します。指定された小学校で受診してください。当日都合が悪いときは、ほかの学校で受けてください。

入学予定のお子さんの保護者に対して、1月末までに入学すべき小学校名などが記載されている就学通知書を郵送します。

1月下旬から、各学校において保護者説明会を実施しますのでご参加ください。

### ■中学校への入学

入学予定のお子さんの保護者に対して、2月末までに入学すべき中学校名などが記載されている就学通知書を郵送します。

1月下旬から、各学校において保護者説明会を実施しますのでご参加ください。

### ■転校

転居により学区が変わった場合は転校手続きをしてください。教育委員会の指定する学区以外の学校に通う場合は手続きが必要です。

小中学校への入学・転校についての詳細情報は

<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/kosodate/1/8/4729.html>



### ■就学援助

小・中学校へ通うお子さんをお持ちのご家庭で、経済的に困りの保護者に対し、学用品費や給食費などの一部を援助する制度を設けています。援助を希望される方は、小・中学校または学務課へお問い合わせください。

就学援助についての詳細情報は

<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/kosodate/1/4302.html>



### ■特別支援教育

問 指導課 ☎273-0111(内線7331、2)

特別な教育的支援を必要とするお子様に対しては、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室において、一人一人に応じた支援を行っています。特別な教育的支援を必要とするお子様の就学等についてのご相談は、教育委員会指導課までご連絡ください。

## 放課後子ども総合プラン

問 青少年課 ☎272-5883

### 学童クラブ

保護者の就労等により、昼間家庭にいない児童に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

#### ●公立学童クラブ

**日時** 授業のある日…授業終了時～午後6時  
第1土曜日、振替休業日、長期休業日…午前8時～午後6時  
**場所** 市内すべての小学校  
**保育料** 無料

#### ●民間学童クラブ

学童クラブ名	住所	電話番号
あおいみ学童クラブ	殿山町二丁目12-36	263-0927
あずみの森学童クラブ	中根 3665-1	219-4150
学童保育エレメンタリークラブ	はしかべ1丁目15-14	276-1209
きっずセンター学童クラブ	馬渡 2849-7	274-2085
なかや学童クラブ	佐和 612-3	285-4808
はなのわ学童クラブ	西光地 1-4-1	276-0070
フレンドスクール	市毛 814-22	352-9017
あつぷるキッズクラブ	長砂 505-2	202-1273
平磯学童クラブかもめ	平磯町 2983-2	229-1584

※保育料等は各民間学童クラブにお問い合わせください。

## 教育相談

問 指導課 ☎273-0111(内線7331、2)

### いじめ・不登校相談センター

教育研究所内に「いじめ・不登校相談センター」を開設しています。幼児や小中学生のいじめや不登校、その他、学校生活に関わる相談に対応しています。

教育相談員と臨床心理士が、より専門的な見地からお子さんや保護者、教職員からの相談に応じています。

**相談日** 月～金曜日 午前9時～午後4時30分  
土曜日 午前9時～正午  
(日曜、祝日、年末年始を除く)

**場所** いじめ・不登校相談センター  
(東石川1丁目1-1 市教育研究所内 ☎274-7837)

**相談料** 無料

### 適応指導教室(いちょう広場)

学校へ登校したくても登校できないお子さんを対象に、学校生活への復帰を目指し、集団への適応力を養う活動を行っています、また、個別相談も行っています。

**開設日** 月～木曜日 午前9時～午後3時  
(夏季・冬季休業中、祝日を除く)

**場所** 市教育研究所内  
(東石川1丁目1-1 ☎274-7837)

**相談料** 無料

教育相談についての詳細情報は  
<http://www.hitachinaka-knet.ed.jp/kyouikukenyuujo/index.html>



## 就学支援

問 教育委員会事務局総務課 ☎273-0111(内線7304～6)

### ひたちなか市奨学資金

市では、有為な人材を育成することを目的として、優良な生徒・学生でありながら経済的理由によって修学が困難な方に奨学資金を貸与しています。

#### 対象者

- ①市内に住所を有する者の子弟
- ②高等学校、高等専門学校、大学在学者  
(短大在学者は該当しますが、専門学校・大学院在学者は該当しません)

#### 貸与月額

対象	月額
高等学校、高等専門学校第1～3学年	20,000円
国(公)立大学、高等専門学校第4～5学年	30,000円
私立大学	40,000円

※成績基準および収入基準があります。申し込み方法や募集人員など、詳しくはお問い合わせください。

<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/15/4/6/1078.html>



# 暮らし・交通

## ごみとリサイクル

問 廃棄物対策課 ☎273-0111(内線3323～6)

### 家庭ごみの正しい出し方

「ひたちなか市家庭ごみの正しい出し方」を参照し、きちんと分別しましょう。「ひたちなか市正しいごみの出し方」は、廃棄物対策課または各コミュニティセンターで配布しています。ひたちなか市のホームページでもご覧いただけます。  
<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/kurashi/1/3/3172.html>



「ひたちなか市正しいごみの出し方」主な掲載内容

- ・分別方法(資源物、可燃ごみ、不燃ごみ)
- ・小型家電・使用済み食用油・牛乳パックの回収
- ・粗大ごみの出し方及び自己搬入の方法
- ・市で処理できないもの(家電4品目、パソコン、その他)
- ・ごみの分別辞典



### ごみ集積所・資源回収ステーションを設置・変更・廃止するには

ごみ集積所として届出を受けた場所のごみを収集しています。ごみ集積所の新規設置・場所の変更・廃止が生じた場合は、事前に届出が必要です。

### ごみ集積所散乱防止用ネットの貸与

カラス等によるごみの散乱防止を目的として、散乱防止用ネットを無償で貸与しています。

### 各種看板等の無償配布

- ・ポイ捨て・不法投棄の未然防止看板
- ・ごみ分別の意識啓発看板等
- ・ごみ集積所用マナー向上看板

### 生ごみ処理容器の購入費用の一部補助

ごみの減量化と資源化を推進するため、生ごみ処理容器(コンポスト容器・密閉型発酵容器・電動式処理容器)の購入費用(税抜き)の半額を補助しています(上限2万円)。

## 上水道

問 水道事業所 ☎273-0111

### 水道料金および手続き

問 ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社都市サービス課 ☎274-1177

水道の手続きは、ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社都市サービス課です。

#### ●水道料金について

水道事業は、市民の皆さんからお支払いいただく水道料金で運営しています。料金はメータを検針した使用水量により算出されます。メータの検針と水道料金の請求は2カ月ごとです。

#### ○水道料金表(2カ月分)

用途別	メータ口径	基本料金		10mを超えた従量料金(1mあたりの単価)				
		基本水量	金額	11m～20m	21m～40m	41m～100m	101m～200m	200mを超えるもの
一般用	13mm	10m <sup>3</sup> まで	2,000円	25円	175円	191円	207円	224円
	20mm		2,900円					
	25mm		3,900円					

※口径25mmを超える料金については、ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社都市サービス課にお問い合わせください。  
※この料金表は、消費税抜きで記載したものです。実際の納入金額に円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てます。

上水道についての詳細情報は  
<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/kurashi/15/index.html>



### ●こんなときはすぐ届出を

引越してきたとき、引越していられるとき、水道の使用量がかわるとき、長い間水道を使わないときなどの場合には、ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社都市サービス課で手続きをしてください。

### ●支払い方法

水道料金は、口座振替または納付書で納入してください。

### ○口座振替のご案内

口座振替の手続きは、通帳と届出印、最近お支払いいただいた水道料金の領収書または検針票（上下水道使用量のお知らせ）を持参のうえ、市内の金融機関窓口（ゆうちょ銀行は郵便局窓口）かひたちなか市生活・文化・スポーツ公社都市サービス課窓口で申し込みください。

### ○納付書による納入場所

コンビニエンスストア、市内の金融機関またはひたちなか市生活・文化・スポーツ公社都市サービス課窓口で納入してください。

## ■ 給水装置の工事・修理をするときは

問 水道事業所業務課 ☎273-0111(内線22、23)

市指定給水装置工事事業者へ依頼してください。給水工事申請手数料(工事費の3%)が必要になります。新たにご家庭内に水道をひく場合、または量水器(メータ)の口径を大きくするときは、あわせて水道加入金(口径に応じて金額が変わります)が必要になります。詳しくは市ホームページをごらんいただくか、お問い合わせください。

## ■ 水道管から漏水したときには

問 水道事業所工務課 ☎273-0111(内線32、33)

### ●漏水している場所が宅地内のとき

市指定給水装置工事事業者として認定された工事店や設備店に直接修理を依頼してください。費用はお客様の実費負担となります。

### ●道路(公道、私道等)で漏水を発見したとき

お手数でも水道事業所工務課へご連絡ください。

## 下水道

問 下水道課 ☎273-0111(内線6311、2)

## ■ 下水道料金と支払い方法

### ●水道水のみを使用している場合

水道水の使用量が下水道の使用量となります。

### ●井戸水のみを使用している場合

家庭用として使用している場合は、世帯人員1人につき1カ月6m<sup>3</sup>を使用量とします。営業用として使用している場合は、使用状況を勘案して使用量を認定します。

### ●水道水と井戸水を使用している場合

家庭用として使用している場合は、「水道水の使用量」と「井戸水の使用量」を比較して、どちらが多い方を使用量とします。営業用として使用している場合は、使用状況を勘案して使用量を認定します。

### ○下水道料金表(2カ月分)

区分	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1m <sup>3</sup> につき
一般汚水	20m <sup>3</sup> まで	2,400円	20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	130円
			40m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	140円
			100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	150円
			200m <sup>3</sup> を超えるもの	160円
公衆浴場汚水	20m <sup>3</sup> まで	2,400円	20m <sup>3</sup> を超えるもの	100円
一時使用汚水	1m <sup>3</sup> につき	120円		

※この料金表は、消費税抜きで記載したものです。実際の納入金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てます。

### ●支払い方法

支払い方法は、納入通知書により金融機関またはコンビニエンスストアでお支払いいただく方法と、便利な口座振替による方法があります。水道水を使用している場合は、その使用量を下水道への排水量として計算し、水道料金と一緒に納入していただきます。水道料金を口座振替でお支払いの方は、下水道使用料も水道料金と同じ口座から引き落とさせていただきます。

### ●使用変更・中止の届出

転出・転居や名義変更、または世帯構成人員の変更などによって異動があった場合は、すみやかにひたちなか市生活・文化・スポーツ公社(本庁舎1階 ☎274-1177)で手続きをしてください。

## ■ 受益者負担金(分担金)制度について

公共下水道が整備されると、生活環境が向上することによって、私たちの生活に大きな利便をもたらします。しかし、下水道を利用できるのは整備区域内の方に限られるため、下水道建設費を市税等でまかなうと、下水道を利用できない方にまで負担がおよぶことになり、不公平が生じることとなります。そこで、建設費の一部を下水道整備によって利益を受ける方たちにも負担していただき、さらに整備推進を図ろうとするのが受益者負担金(分担金)制度です。

また、受益者負担金(分担金)は、対象となった土地(受益地)に対して1回限りの賦課となります。

## し尿汲み取り

問 廃棄物対策課 ☎273-0111(内線3327)

し尿汲み取りをご希望の方は、申し込みが必要となります。詳しくは、廃棄物対策課にお問い合わせください。

## 合併処理浄化槽

問 環境保全課 ☎273-0111(内線3311、4)

### ■ 浄化槽設置時の補助金

合併処理浄化槽などの処理施設を設置するときに、予算の範囲内でその費用の一部を補助します。申し込みは4月からで先着順となります。また、補助金がなくなり次第終了します。補助の申請・金額など、詳しくは、環境保全課にお問い合わせください。

## 市営住宅・家賃補助

問 住宅課 ☎273-0111(内線6212、3)

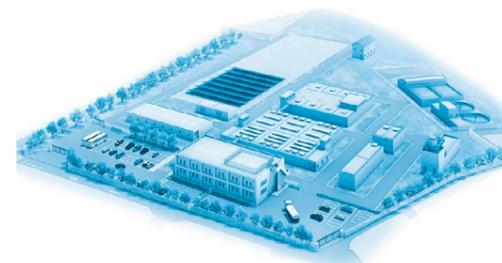
### ■ 市営住宅

住宅に困っている方のために、市営住宅があります。市営住宅は、年に4回(5・8・11・2月)定期募集しています。また、それ以外の時期でも随時、先着順で募集している住宅もあります。募集の案内は、市報および市のホームページでお知らせしています。入居申し込み資格など詳しくは、市ホームページをご覧ください。住宅課にお問い合わせください。

### ■ 家賃補助制度

一定の条件を満たした民間賃貸住宅に入居する場合に、家賃の一部(月額最高2万円)を補助する制度です。申し込み資格など詳しくは、市ホームページをご覧ください。住宅課にお問い合わせください。

市営住宅・家賃補助について詳細情報は  
<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/9/5/index.html>



【新上坪浄水場完成予想図】

## スズメバチ駆除

問 環境保全課 ☎273-0111(内線3312、3)

市内の住居等に営巣したスズメバチの巣を自費で駆除した場合、駆除費用の一部が補助されます。

### 対象要件

- スズメバチの巣であること
- 個人の住居等(市内の専用住宅または店舗併用住宅の住居部分および附属建築物)に営巣したものであること
- 駆除委託先がひたちなか市内の業者であること

補助金額 上限 10,000円

### 申請方法

スズメバチ駆除の補助を受けるには、駆除が完了した日から1カ月以内に補助金申請の手続きをする必要があります。必要書類など、詳しくは環境保全課にお問い合わせください。

## 放射線の測定

### ■ 放射線量測定器の貸し出し

問 環境保全課 ☎273-0111(内線3312、3)

市民の皆さんが、空間の放射性物質の放射線を測定することができるよう、放射線量測定器を無料で貸し出しています。

- 対象者 市民または市内に事業所・事務所等を所有する個人および法人
- 貸出日等 月～金曜日 午前9時～午後4時(1回あたり)(祝日、年末年始を除く)
- 貸出方法 身分証明書をご持参の上、環境保全課窓口(本庁第2分庁舎3階)で申請書にご記入ください。

### ■ 農産物等の放射能測定

問 農政課 ☎273-0111(内線1333)

市民の皆さんが栽培した農産物等を申請により検査します。

- 対象品目 1.家庭菜園等で栽培した農産物  
2.自家消費用に採取した魚介類  
3.米 4.井戸水 5.山菜・きのこ 等
- 検査日 月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)
- 検査方法 電話で農政課に検査日の予約をし、検査日の午前中に検体と印鑑を持参のうえ、農政課窓口(本庁3階)で申請書にご記入ください。

## 三世同居・近居を応援

問 市民活動課 ☎273-0111(内線3222)

### 三世同居等支援住宅助成金交付事業

市外から転入して三世同居または近居を始める三世家族(親・子・孫)に対して、住宅の取得、増改築・リフォームまたは賃貸住宅への入居に要する費用の一部を助成します。

#### ●助成金額

助成金額は、助成対象経費の2分の1の額と、下表の「三世同居等の種別」に応じた助成金の上限額のいずれか低い方の額です。

種別	住宅の取得	増改築・リフォーム	賃貸住宅への入居
同居	20万円	15万円	10万円
近居	15万円	10万円	5万円

※申込方法など詳しくは市民活動課に問い合わせください。

## 交通事故防止

問 生活安全課 ☎273-0111(内線3212)

### 高齢者運転免許自主返納支援制度

満65歳以上で運転免許証を警察署に返納された方に、スマイルあおぞらバスの1年間無料乗車パスを進呈します。ひたちなか警察署で免許返納手続きを実施してから1ヵ月以内に、「運転免許取消通知書」と「取り消された免許証」を持参し、生活安全課または那珂湊支所市民生活担当窓口までお申し込みください。

詳しくはホームページをご覧ください。  
<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/5/11/1/1122.html>



## 市の公共交通

問 企画調整課 ☎273-0111(1313,4)

### スマイルあおぞらバス

駅や公共施設などと地域を結ぶコミュニティバスを7コースで運行しています。どなたでも利用できますのでぜひご利用ください。

#### ●運行日

年末年始(12/29～1/3)を除く毎日

#### ●運行コース

コース名	主な運行地域等
佐和	佐和駅、佐和、稲田、高野、高場など
田彦・金上	勝田駅西口、西大島、田彦、勝田駅東口、日製ひたちなか総合病院、金上、勝倉、三反田など
勝田西	勝田駅西口、堀口、枝川、津田、市毛、日製ひたちなか総合病院など
勝田北	勝田駅東口、日製ひたちなか総合病院、東大島、外野、六ツ野、高場、佐和駅、田彦、西大島など
勝田中央	勝田駅東口、日製ひたちなか総合病院、六ツ野、足崎、高野、長砂、ジョイフル本田、馬渡、後野など
勝田南	勝田駅東口、日製ひたちなか総合病院、大成町、中根、馬渡、ジョイフル本田、東中根、松戸町など
那珂湊	那珂湊駅、おさかな市場、平磯、磯崎、阿字ヶ浦、ジョイフル本田、西十三奉行、神敷台、相金町など

※見直しにより、変更となることがあります。  
 ※各コースのルートやダイヤ等は、市ホームページでご確認ください。

#### ●乗車料金

1回の乗車につき100円(未就学児は無料)

#### ●料金の割引等

対象等	金額
○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示した方 ○第1種知的障害者及び第1種身体障害者の介助者(1名まで)	50円
○高齢者運転免許自主返納支援制度による無料乗車パスを提示した方(発行日より1年間のみ有効)	無料
○回数乗車券(11枚綴り) ※車内及び茨城交通(株)勝田営業所・那珂湊営業所、さくら交通営業所で販売しています	1,000円



スマイルあおぞらバスについての詳細情報は  
<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/kurashi/10/1/3312.html>



## 市営駐車場

問 商工振興課

☎273-0111(1341,2)

### 利用料

下記の7箇所の駐車場を管理運営しております。どうぞご利用ください。

名称	収容数	利用料金	供用時間	回数券
元町駐車場 (元町4番4)	117台	30分以内無料 30分を超え1時間以内100円 1時間を超える30分ごと50円 24時間ごとの上限1,200円	24時間	利用可
勝田中央駐車場 (勝田中央14番1)	37台	30分以内無料 30分を超え1時間以内100円 1時間を超える30分ごと50円 24時間ごとの上限800円	24時間	利用可
勝田駅東口南駐車場 (勝田中央1135番4)	219台	●午前6時から午後6時まで 30分以内無料 30分を超え1時間以内100円 1時間を超える30分ごと50円 24時間ごとの上限1,500円 ●午後6時から翌日の午前6時まで 30分以内無料 30分を超え1時間以内200円 1時間を超える30分ごと100円 24時間ごとの上限1,500円	24時間	利用可
勝田駅東口広場駐車場 (勝田中央1番15)	14台	30分以内無料 30分を超え1時間以内200円 1時間を超える30分ごと100円	24時間	利用可
勝田駅西口広場駐車場 (勝田本町35番)	17台	30分以内無料 30分を超え1時間以内200円 1時間を超える30分ごと100円	24時間	利用可
佐和駅西口広場駐車場 (高場一丁目12番)	21台	30分以内無料 30分を超え1時間以内100円 1時間を超える30分ごと50円 24時間ごとの上限800円	24時間	利用可
海門町駐車場 (海門町1丁目5940番)	29台	4時間以内100円 4時間を超え1日以内200円	午前7時から 午後9時まで	利用不可

## 自転車駐車場(駐輪場)

問 生活安全課

☎273-0111(内線3212)

放置自転車等は、目や体の不自由な方をはじめ、歩行者の安全な通行の妨げになるほか、緊急車両の通行の障害となります。特に、勝田駅周辺は条例で「自転車等の放置禁止区域」に指定されており、放置された自転車は撤去されます。たとえ短時間であっても、自転車駐車場(駐輪場)を利用しましょう。

### 勝田駅周辺駐輪場(有料)

いずれも定期利用と一時利用(1時間以内の利用は無料)ができます。

#### ○市営元町自転車駐車場

駐場所地 元町4-13 ☎275-0210  
 駐車可能台数 1,750台(自転車1,700台 原動機付自転車50台)

#### ○市営勝田駅東口自転車駐車場

駐場所地 勝田中央1-11 ☎274-5455  
 駐車可能台数 380台(自転車のみ)

#### ○市営勝田駅西口自転車駐車場

駐場所地 勝田本町35 ☎275-6624  
 駐車可能台数 1,164台(自転車1,129台 原動機付自転車35台)

### その他駐輪場(無料)

利用に際して、お申し込みや料金は不要です。

- 佐和駅前自転車駐車場 駐車可能台数 1,500台
- 津田駅前自転車駐車場 駐車可能台数 210台
- 那珂湊駅前自転車駐車場 駐車可能台数 160台

使用料など自転車駐車場についての詳細情報は  
<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/5/11/1/2356.html>



【放置自転車の撤去作業】

# 市民活動・情報公開・議会

## 市民活動拠点施設

### 市民活動課 ☎273-0111(内線3222)

市内には、市民活動をするための施設として、市と「NPO 法人未来ネットワークひたちなか・ま」が協働で運営している『ひたちなか市市民交流センターひたちなか・ま』、地域コミュニティ組織によって運営されている『コミュニティセンター(9施設、2分館)、湊公園ふれあい館』があります。ともに学び、ともに憩い、市民活動の場として活用ください。

### 市民交流センターひたちなか・ま

場所 勝田中央1-2

連絡先 ☎276-0101

開館時間 午前10時～午後8時

休館日 火曜日、年末年始

※多目的室、コミュニティギャラリー、印刷機の利用にあたっては、市民活動団体に限り、あらかじめ利用者登録をした上で利用可能。

### げんきー NET ひたちなか

市内で開催される講座・イベントや市内で活躍する講師、ボランティア、団体、サークルなどの情報を集めた市民活動のポータルサイトです。

#### ●主な掲載内容

講座・イベント情報、講師・ボランティア情報、団体・サークル情報等  
また、掲載されている情報に基づき「ボランティア活動がしたい」、「講演会の講師を探している」、「団体のイベントをネットでPRしたい」などの相談を「市民活動コーディネーター」がお受けいたします。

<http://www.genkinet-hitachinaka.jp/>

### コミュニティセンター

開館時間 午前8時30分～午後10時

休館日 第1・第3月曜日、お盆、年末年始

※施設や使用料などについての詳細は、各コミュニティセンターへお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
1 中地区コミュニティセンター	長堀町3丁目4-1	275-2671
津田コミュニティセンター	津田 2732	274-4121
市毛コミュニティセンター	市毛 980	272-3766
前渡コミュニティセンター	馬渡 2980-1	274-7727
佐野コミュニティセンター	高場 190	285-6685
大島コミュニティセンター	外野1丁目1-1	274-1226
田彦コミュニティセンター	田彦 950-128	274-5222
那珂湊コミュニティセンター(部田野館)	鍛冶屋窪 3566	263-7266
(柳沢館)	部田野 1180-1	
平磯コミュニティセンター	柳沢 472	263-7630
	平磯町 1350	

### 湊公園ふれあい館

問 市民活動課 ☎273-0111(内線3222)

場所 湊中央1丁目1-1

連絡先 ☎262-3167

開館時間 午前9時～午後9時

休館日 月曜日、お盆、年末年始

※施設や使用料などについての詳細は、湊公園ふれあい館にお問い合わせください。

### 男女共同参画センター

問 女性生活課 ☎273-0111(内線3231)

「男女共同参画社会」を目指す活動の拠点施設です。利用するには団体登録が必要です。詳細はお問い合わせください。

場所 笹野町2丁目8-2

連絡先 ☎354-0167

開館時間 午前9時～午後5時

休館日 土・日曜日、祝日、年末年始

市民活動拠点施設の詳しい情報は  
<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/shiminkatsudo/4/4/index.html>



## 情報公開

問 総務課 ☎273-0111(内線1244、5)

情報公開制度は、市民をはじめとする多くの皆さんに市政の内容や市民の活動に必要な情報を公開し、市が説明責任を果たすことによって皆さんの市政への参加を推進し、公正で開かれた市政の発展に役立てていくとするものです。

情報公開についての詳しい情報は  
<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/shisei/18/1/3379.html>



## 議会

問 議会事務局 ☎273-0111(内線4211、2)

議会は憲法と地方自治法に基づいて設置される機関で、市の重要な事項について、市民の意思が適切に反映されるよう意思決定を行ったり、執行機関を監視・評価したりします。条例の制定・改廃や予算の決定、決算の認定、重要な契約の締結、財産の取得・処分、市政の諸問題など、市民生活に直結する事項を審議します。

議会についての詳しい情報は  
<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/14/gikainoannai/index.html>



# 施設一覧

## 市役所等

施設	住所	電話番号
ひたちなか市役所	東石川2丁目10-1	273-0111
ひたちなか市役所那珂湊支所	和田町二丁目12-1	273-0111
市民課市毛窓口(市毛コミュニティセンター内)	市毛 980	270-1055
市民課前渡窓口(前渡コミュニティセンター内)	馬渡 2980-1	354-1131
市民課佐野窓口(佐野コミュニティセンター内)	高場 190	202-6121
住宅・都市サービス公社	東石川2丁目10-1	274-1113

## いざいというとき

施設	住所	電話番号
ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	笹野町2丁目8-1	273-0211
笹野消防署	笹野町2丁目8-1	271-0119
神敷台消防署	南神敷台7-1	263-7611
田彦消防署	田彦 1428	274-0911
東海消防署	那珂郡東海村村松2124-11	282-2038
ひたちなか警察署	東石川897-2	272-0110
那珂湊警察センター	田中後 39-10	264-0110

## くらし

施設	住所	電話番号
ひたちなか・東海クリーンセンター	新光町 103-2	265-5310
資源リサイクルセンター	足崎 1177-3	285-0169
水道事業所	阿字ヶ浦町 1552-1	273-0111
上ヶ砂配水場	阿字ヶ浦町 1552-1	264-2255
上坪浄水場	市毛 1200	272-6366
勝田衛生センター	三反田 5788	—
那珂湊衛生センター	新堤 10805-2	—
下水浄化センター	三反田 5812	—
元町駐車場	元町 4-4	—
勝田中央駐車場	勝田中央 14-1	—
勝田駅東口南駐車場	勝田中央 1135-4	—
勝田駅東口広場駐車場	勝田中央 1-15	—
勝田駅西口広場駐車場	勝田本町 35	—
佐和駅西口広場駐車場	高場一丁目12番	—
海門町駐車場	海門町一丁目5940	—
元町自転車駐車場	元町 4-13	—
勝田駅東口自転車駐車場	勝田中央 1-11	—
勝田駅西口自転車駐車場	勝田本町 35	—
常陸海浜広域斎場	新光町 97	265-7191

## 健康・福祉

施設	住所	電話番号
ヘルス・ケア・センター	松戸町1丁目14-1	276-5222
那珂湊保健相談センター	和田町二丁目11-21	262-2161
休日夜間診療所	石川町 20-32	274-3240
ひたちなか保健所	新光町 95	265-5515
総合福祉センター(市社会福祉協議会事務局)	西大島三丁目16-1	274-3241
那珂湊総合福祉センター(しあわせプラザ)	南神敷台 17-6	263-7424
シルバー人材センター	西大島三丁目16-1	273-4727
身体障害者福祉センター	西大島三丁目16-1	274-3241
かつた福祉作業所	西大島三丁目16-1	274-3241
療育訓練センター野蒜教室	西大島三丁目15-13	354-8556
療育訓練センターかなりや教室	西大島三丁目16-1	272-4131
心身障害者福祉センター	西大島三丁目17-17	275-6721
那珂湊心身障害者福祉センター	南神敷台 17-6	263-7424
金上ふれあいセンター	金上 562-1	354-4170
老人福祉センター大島荘	西大島三丁目16-1	272-3301
老人福祉センター馬渡荘	馬渡 2187	272-9671
老人福祉センター高場荘	高場 594-2	285-8422
老人福祉センター金上荘	金上 562-1	354-4163
老人福祉センターみなと荘	南神敷台 17-6	262-5128
津田老人いこいの家	津田 2731-2	275-8818
市毛ハーモニーセンター	市毛 847-56	275-2943
南部おとしより相談センター	金上 562-1	354-5221
西部おとしより相談センター	津田 2093-1	276-0655
東部おとしより相談センター	烏ヶ台 11835-2	264-1501
在宅介護支援センターはまぎくの里	中根 952-1	273-4165
在宅介護支援センターたびこ	田彦 1390-7	275-3005
在宅介護支援センターサンフラワーひたちなか	長砂 633-1	285-9288
在宅介護支援センターさわの森	高野 2448	354-3712
在宅介護支援センターいくり苑	磯崎町 4555-1	264-2880
つだ保育所	津田 1950-1	273-5360
佐野保育所	高野 2321-2	285-1539
東石川保育所	東石川 1495	273-7427
那珂湊第一保育所	西十三奉行13214-2	262-4902
那珂湊第二保育所	平磯町 304	263-1223
勝田保育園	東石川3丁目5-1	274-0181
前渡ふたば保育園	馬渡 674-2	272-3814

施設	住所	電話番号
つくし学園	馬渡 2895-20	272-5708
はなのわ保育園	西光地 1-6-3	273-0493
勝田すみれ保育園	枝川 2560	273-4530
たんぼぼ保育園	中根 4506-1	273-8242
たかば保育園	高場 1615	297-6200
なかや保育園	佐和 612-3	285-4808
勝田あすなろ保育園	武田 901-2	274-7767
清心保育園	高野 1782-5	202-0300
野いちご保育園	大成町 12-2	354-0150
金上保育園	金上 1235-1	219-5130
堀川保育園	八幡町 5-14	263-5321
平磯保育園	平磯町 2984-1	262-3242
湊保育園	湊中央一丁目 7-17	262-3950
柳沢保育園	柳沢 454-3	263-5800
海の子保育園	磯崎町 4625-10	219-6818
那珂湊児童館	海門町一丁目 6-9	263-2492

## 教育

施設	住所	電話番号
勝倉幼稚園	勝倉 3010	272-3614
市毛幼稚園	市毛 827	272-5881
佐野幼稚園	稲田 25	285-0924
高野幼稚園	高野 216-1	285-3125
東石川幼稚園	東石川 1丁目 1-3	274-8571
那珂湊第一幼稚園	山ノ上町 1-1	262-4443
那珂湊第二幼稚園	富士ノ上 10-1	262-2417
那珂湊第三幼稚園	西十三奉行 13251-1 ※平磯町 304	263-3271
平磯幼稚園 (休園中)	平磯町 304	—
磯崎幼稚園	磯崎町 4598	265-7207
栄光幼稚園	松戸町 1丁目 16-10	272-2098
勝田第一幼稚園	勝田本町 13-2	273-6391
勝田第二幼稚園	津田 1929	274-7107
明成幼稚園	高場 1135	285-0141
明成田彦幼稚園	田彦 1400-5	274-1470
はなのわ幼稚園	東石川 2759-2	272-4417
中根小学校	中根 1863	272-2742
勝倉小学校	勝倉 3010	272-2546
三反田小学校	三反田 3065	272-3443
枝川小学校	枝川 160	221-5619
東石川小学校	東石川 1丁目 1-1	272-2308
市毛小学校	市毛 825	272-2747
前渡小学校	馬渡 309	272-6443
佐野小学校	稲田 76	285-0347
堀口小学校	堀口 588	272-2866
高野小学校	高野 474	285-1772
田彦小学校	田彦 1457	274-2665
津田小学校	津田東 1丁目 1-1	274-2010
長堀小学校	長堀町 3丁目 5-1	274-5800

施設	住所	電話番号
外野小学校	外野 1丁目 30-1	274-2851
那珂湊第一小学校	山ノ上町 1-1	262-2450
那珂湊第二小学校	富士ノ上 10-1	262-2744
那珂湊第三小学校	西十三奉行 13251-1 ※牛久保 1丁目 10-18	262-2859
平磯小学校	平磯町 250	262-2709
磯崎小学校	磯崎町 4598	265-7172
阿字ヶ浦小学校	阿字ヶ浦町 744	265-8205
勝田第一中学校	大成町 38-1	272-2416
勝田第二中学校	市毛 979	272-2624
勝田第三中学校	馬渡 2982	272-5215
佐野中学校	佐和 1504	285-0207
大島中学校	東大島 4丁目 6-1	272-3930
田彦中学校	田彦 1442-1	274-9383
那珂湊中学校	廻り目 2896	262-4349
平磯中学校	平磯町 3550	262-2509
阿字ヶ浦中学校	阿字ヶ浦町 610	265-7174
勝田工業高等学校	松戸町 3丁目 10-1	272-4351
勝田高等学校	足崎 1458	273-7411
佐和高等学校	稲田 636-1	285-1819
那珂湊高等学校	山ノ上町 4-6	262-2642
海洋高等学校	和田町三丁目 1-26	262-2525
茨城工業高等専門学校	中根 866	272-5201
勝田特別支援学校	高場 2452	285-5644
茨城大学教育学部附属 特別支援学校	津田 1955	274-6712
学校給食センター	廻り目 2896	262-3048
市教育研究所	東石川 1丁目 1-1	274-7837

## 文化・教養・スポーツ

施設	住所	電話番号
生涯学習センター	勝田中央 14-9	272-6301
1中地区コミュニティセンター	長堀町 3丁目 4-1	275-2671
津田コミュニティセンター	津田 2732	274-4121
市毛コミュニティセンター	市毛 980	272-3766
前渡コミュニティセンター	馬渡 2980-1	274-7727
佐野コミュニティセンター	高場 190	285-6685
大島コミュニティセンター	外野 1丁目 1-1	274-1226
田彦コミュニティセンター	田彦 950-128	274-5222
那珂湊コミュニティセンター (部田野館)	鍛冶屋窪 3566	263-7266
(柳沢館)	柳沢 472	
平磯コミュニティセンター	平磯町 1350	263-7630
中央図書館	元町 5-3	273-2247
佐野図書館	高場 1362-1	270-3811
那珂湊図書館	鍛冶屋窪 3566	263-5499
中央図書館津田分室	津田 2732	275-1345
男女共同参画センター	笹野町 2丁目 8-2	354-0167
青少年センター	勝田中央 14-2	272-5015

※ H29年度は工事のため移転先の住所です

施設	住所	電話番号
湊公園ふれあい館	湊中央一丁目 1-1	262-3167
漁村センター	和田町三丁目 1-90	263-7882
市文化会館	青葉町 1-1	275-1122
ワークプラザ勝田	東石川 1279	275-8000
勤労者福祉サービスセンター	東石川 1279	271-0520
生活・文化・スポーツ公社	青葉町 1-1	275-8888
埋蔵文化財調査センター	中根 3499	276-8311
武田氏館	武田 566-2	276-2525
市民交流センター ひたちなか・ま	勝田中央 1-2	276-0101
総合運動公園	新光町 49	273-9370
那珂湊運動公園	新光町 552-40	265-9188
笠松運動公園	佐和 2197-28	202-0808
石川運動ひろば	石川町 10	—
津田運動ひろば	津田 1736-1	—
佐野運動ひろば	高野 2456	—
松戸体育館	松戸町 2丁目 6-1	274-8273
那珂湊体育館	鍛冶屋窪 3566	263-6635
武道館	和田町三丁目 4-6	—
東石川第4公園グラウンド	石川町 25	—
西原公園グラウンド第1	足崎 1483-1	—
西原公園グラウンド第2	足崎 1474-19	—
六ツ野公園グラウンド	東石川 3379	—
後野グラウンド	後野 1-8-3	—
石川町プール	石川町 25	—
枝川プール	枝川 158	—
馬渡プール	馬渡 2980-5	—
佐野プール	高場 188	—

## 公共・公益施設など

施設	住所	電話番号
ひたちなか・東海広域事務組合	笹野町 2丁目 8-1	271-0739
ひたちなか商工会議所	勝田中央 14-8	273-1371
ひたちなか商工会議所支所	海門町二丁目 8-13	263-7811
ひたちなかテクノセンター	新光町 38	264-2200
ひたちなかインフォメーションセンター	東石川 2丁目 10-1	274-0740
ひたち海浜公園管理センター	馬渡 605-4	265-9001
那珂湊漁業協同組合	和田町三丁目 11-11	263-6311
磯崎漁業協同組合	磯崎町 4643	265-8111
ホテルニュー白亜紀	磯崎町 4604	265-7185
J A常陸ひたちなか地区統括部	大平 1丁目 20-1	276-1221
J A常陸勝田支店	大平 1丁目 20-1	273-3711
J A常陸馬渡支店	馬渡 3428-2	274-3721
J A常陸高場支店	高場 563-2	285-0108
J A常陸那珂湊支店	釈迦町 23-22	263-5181
J A常陸阿字ヶ浦支店	阿字ヶ浦町 300	265-8008
茨城北農業共済事務組合 那珂東部支所	東石川 2丁目 12-1	274-1115
茨城港湾事務所	那珂郡東海村照沼 768-47	265-1260

施設	住所	電話番号
茨城県那珂久慈流域下水道事務所那珂久慈浄化センター	長砂 163-8	285-7760
茨城県水産試験場	平磯町 3551-8	262-4158
茨城県水産試験場漁業無線局	新光町 51	273-7911
陸上自衛隊勝田駐屯地	勝倉 3433	274-3211
茨城海上保安部	和田町三丁目 4-16	263-4118
自動車安全運転センター 安全運転中央研修所	新光町 605-16	265-9555

## 交通機関

施設	住所	電話番号
J R勝田駅	勝田中央 1-1	272-3329
J R佐和駅	高場 574	285-0147
ひたちなか海浜鉄道那珂湊駅	釈迦町 22-2	262-2361
茨城交通(株)勝田営業所	東石川 3139-7	272-7311
茨城交通(株)那珂湊営業所	釈迦町 22-2	262-3181

## 郵便局

施設	住所	電話番号
ひたちなか郵便局	石川町 28-1	272-2827
湊本町郵便局	湊本町 9-1	263-2230
枝川郵便局	枝川 228-24	225-9909
田彦郵便局	田彦 940-10	272-6905
津田郵便局	津田 2802-3	273-6464
中根郵便局	中根 893-4	273-5354
堀口郵便局	堀口 699-1	272-6902
金上駅前郵便局	大平 4丁目 4-4	272-6903
稲田郵便局	稲田 195	285-1414
馬渡郵便局	馬渡 3428-4	272-6904
東大島郵便局	東大島 1丁目 23-7	274-7511
高野郵便局	高野 81-5	285-5360
磯崎郵便局	磯崎町 4272-1	265-8915
殿山簡易郵便局	牛久保二丁目 12-29	262-3262
那珂湊相金郵便局	相金町 16-1	263-0910
平磯郵便局	平磯町 1152	263-0914
阿字ヶ浦簡易郵便局	阿字ヶ浦町 300	265-8008

## 公共施設の予約についてはこちらから

●各種イベント・コンサート・展示会・会議等

<b>ワークプラザ勝田</b> <a href="http://www.workplaza.or.jp">http://www.workplaza.or.jp</a> 	<b>市文化会館</b> <a href="http://business4.plala.or.jp/h-lcs/bunka/b-top.html">http://business4.plala.or.jp/h-lcs/bunka/b-top.html</a> 
<b>那珂湊総合福祉センターふれあい交流館</b> <a href="http://www.hitachinaka-syakyo.or.jp/praza/kouryukanindex.htm">http://www.hitachinaka-syakyo.or.jp/praza/kouryukanindex.htm</a> 	

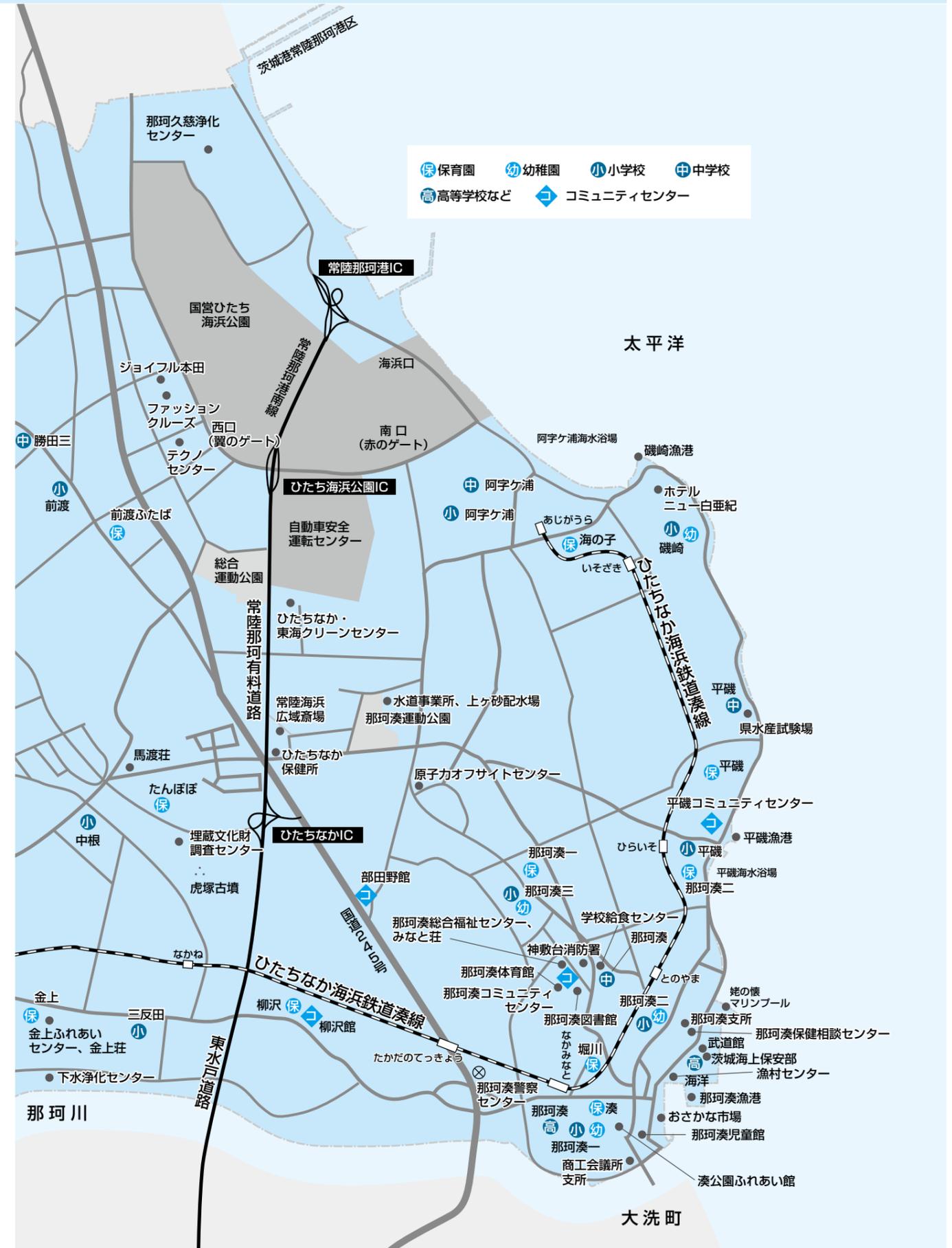
## ●スポーツ施設

いばらき公共施設予約システムより予約できます

<b>いばらき公共施設予約システム</b> <a href="https://www.city.hitachinaka.lg.jp/denshi/3/3242.html">https://www.city.hitachinaka.lg.jp/denshi/3/3242.html</a> 
--

# 市内施設マップ

## ひたちなか市MAP





## 市の花・木・鳥



はまぎく

青森県三沢地方から本市沿岸に自生し、南限となっている貴重な花。潮風や乾燥にも強く、また寒さにも強花です。たくましく、気品のある美しさは、緑豊かであり、発展する本市を象徴しているようです。



いちよう

### 市の木

樹齢 500 年から 600 年といわれ、生命力にあふれる木です。また、病虫害にも強く、天に伸びる姿が雄大であり、美しく紅葉します。生長も早くどんな環境条件にも順応でき、諸条件を乗り越えて成長していく姿は、本市の活力ある発展を象徴するかのようです。



うぐいす

### 市の鳥

海岸線や陸地に限らず、斜面沿いに多く生息。春を告げる明るい印象が未来に発展する本市のイメージにふさわしいものです。どこの庭にも訪れ親しみがあり、鳴き声が美しく市民に安らぎを与えます。

- ホームページ <https://www.city.hitachinaka.lg.jp>
- まちの話題ブログ <https://hitachinakacity.wordpress.com/>
- Google+ページ <https://plus.google.com/115182071908133242648/>
- YouTube <https://www.youtube.com/user/hitachinaka082210>



@hitachinakacity

※表紙は、ひたちなかユネスコ協会主催 2016 年度「絵で伝えよう！わたしの町のたからもの」応募作品のうち 外野小学校 横田菜々美さん、東石川小学校 四方聡さんの作品をもとに作成しました。